

法務委員会議録第四十三号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 山崎 好一君 理事 石川金次郎君

理事 山口 俊吉君 理事 北川 定務君

高木 松吉君 古島 義英君

眞鍋 勝君 吉田 安君

加藤 充君 田中 堯平君

猪俣 浩三君 世耕 弘一君

佐竹 晴記君

出席國務大臣 木村篤太郎君

法務總裁 齋藤 昇君

出席政府委員 國家地方官 齋藤 昇君

法務部長官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 清原 邦一君

検事(特別審 査局長) 吉河 光貞君

検事(特別審 査局長) 關 之君

検事(特別審 査局長) 吉橋 敏雄君

委員外の出席者 専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

委員龍野喜一郎君辭任につき、その補欠として押谷富三君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員鈴木義男君辭任につき、その補欠として石川金次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

で委員に選任された。

同日

理事鈴木義男君の補欠として石川金次郎君が理事に当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

破壊活動防止法案(内閣提出第一七〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一七一号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出第一七二号)

○佐瀬委員長 これより会議を開きます。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案の三案を議題といたします。質疑を継続いたします。田中堯平君。

○田中(堯)委員 法務總裁にお尋ねします。昨日労働大臣の答弁の中にゼネストは違法である云々というふうな意味の発言があつたと思ひます。まずお尋ねしたいのは、これはほんとうは労働大臣に聞くのが適当かとも思ひます。政府の法律的顧問というふうな立場にある総裁から意見を徴したいのであります。われわれの考えではゼネストは違法ではない、どこにもそういうふうな法的根拠はないと思ひます。政府はどういう見解をとつておられますか。

○木村國務大臣 田中君にもう一度言つていただきます。

○田中(堯)委員 昨日労働大臣の答弁の中に、ゼネストが違法であるというより意味の答弁があつたと思ひます。政府はやはりゼネストなるものは違法であるという見解を持つておられるかどうか。もしそうであるならば法的根拠を示されたいという質問です。

○木村國務大臣 お答えいたします。ゼネストの解釈についてはいろいろありましようが、いわゆる労働組合運動は労働者の生活の改善あるいは労働条件の向上その他について団体交渉権なりまた団体行動に移る権利を持つておることは申すまでもないことであります。そこでゼネストなるものがあるか否かの重大なる意義を持つておると思ひます。今申し上げます通り、労働組合が権利として持つておるその生活上あるいは労働条件の改善という目的をもつて、経営者側との間に意見の不一致が生じた場合において、いわゆる法律に認められた行動の一つとしてストライキをやるというこゝとは、これは政府におきましては違法というふうな見解は持つておりませぬ。むしろこれは正常なる権利であるといわれは見ております。しかしながらその労働組合法に認められない事項によつて、いわゆる政治ストなどというふうなことでやるストライキが違法であることは間違いないと考えております。

○田中(堯)委員 労働組合法で認められない政治的ストライキなどは違法であるから、これは禁止しなければならぬという趣旨の答弁であります。組合法の規定も、政府がそのような解釈を持つては非常に無理があると思ひます。今日の切迫せる社会情勢では、実際いわれる政治闘争なるものと経済闘争なるものとを区別はほとんどつきかねる。たとへば職業安定所の失業労働者が、こんな安い賃金ではとても食えないので、賃金を増してくれというのも明らかに経済闘争のうちに入るでございませう。ところがそれというのでも、元をただせば、どうしても失業対策費なるものの増額をしないことには解決しない。そこで失業対策費を増額すべしというスローガンを一枚加えて立ち上つたとすれば、これはおそろしく政府の方では政治ストであるという見解をとられると思ひます。あるいは青年、学徒が、またさぞ戦争にひつぱり出されて肉理に供せられるのはかなわぬ、平和憲法の趣意があるので、どうしてわれわれは徴兵制度には反対だ、うわさされておる選抜徴兵制のごときことをやつてもらつては困るといふので、徴兵反対の運動を起す、これももつて何か政治闘争というふうな名目で弾圧しようとする。そういうわけで、生活、生存ということに直結をした要求を提起しても、今日のような社会ではもうただちに政治的な問題にうつつて来るわけなんです。あるいは税金がこんな高くしてはどういふ食えないというので、民主商工会というよなものも悪税反対という闘争を起す、これもまた政治にただちに触れる問題であるわけがあります。してみると、どのような微細な経済的要求といへども、これもやがて一ただちにといつていいのですが、政治問題に直結して来る。それゆゑに、経済闘争と政治闘争を区別して、経済的な要求ならば正常なる争議であるが、そうでないものは政治闘争として弾圧するといふ政府の建前は非常にけしからぬと思ひますが、その辺はどういふふうな解釈されておられますか。

○木村國務大臣 お答えいたします。田中君も法律家でありませうから、法文についての解釈はよくおわかりであらうと思ひます。労働関係調整法第六條に労働争議についての定義がはつきりきめてあるのであります。いわゆる労働関係において、労資双方の間で意見の不一致が生じたときに、初めてここに認められた権利として、一方においてはストライキが認められておる。このときに初めて労働組合が労働争議を持つことはきわめて明白なものであります。それ以上に、あるいは生活の改善その他の関係でなくして、いわゆる政治ストなるものは法律上認められないところでありませう。さうな政治ストというのは、労働法規において保護されるべきものではないことはきわめて明白であると問ひます。

○田中(堯)委員 憲法第二十八條には「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これ

第一類第四号 法務委員会議録第四十三号 昭和二十七年四月二十六日

を保障する。」というふうに明記してあります。しかもこれは一つの基本的な人権であつて、これはいかなる法律以下の制度をもつてするも、原則として制限はできないはずなんです。だから、労働法や労働法というよりなものであつて、かつてに団結権、争議権を制限するのは、実際これは違法でありま

す。従つてまた政府の見解も違法的な見解であると思ふのであります。しかし論争したところから始めれば、その点はそれくらいにしておきます。次にお尋ねしたいのは、この法案が通過、実施ということになりますと、第三條の二の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左に掲げる行為の一をなすこと」として、そのイには騒擾罪があつてあります。こういふふうな規定になりますと、およそ今日行われてお

るような労働争議、あるいはその他の学生運動とか青年の運動、市民の運動というふうなものは、ことごとくこの二のイにひつつかかると思ふのですが、そういうことに相なりませうか。

○木村国務大臣 この第三條の二のイはいわゆる刑法第六條に定められた騒擾の罪であります。いやしくも民主主義国家において、政治上の主義あるいは政策を推進するといふ場合においては民主的な方法によつてやらなければならぬのであります。これが民主主義国家の建前であります。さういふ主義を主張し、推進し、あるいは政策を主張し、推進する場合において、かような民主的な方法によらずして、刑法に定めておるかような騒擾の罪を犯すやうなことは、私は国家として治安維持上看過することのできないことと確信す

るのであります。かような規定は当然設けられるべきであらうと考へております。

○田中(健)委員 この法律が実施のあかつきには、結局たゞいまの答弁のよりに、第三條の二のイによつて、およそ今日行われておるような大衆運動は制止されるという結果になるようであり

ます。そこでお尋ねしたいのであります。われ／＼の見るところによれば、政府はやつぎばやに講和條約、安保條約あるいは行政協定、さらにまたこれに基いてがんじがらめの国内立法は大急ぎで今なされつゝある。その結果は一体どうなつておるかというところ、日本の経済もあるいは貿易もまたたく萎縮してしまふ、また再軍備の強行のために予算は大きな部分を占められてしまふ、あるいは中小企業は倒産をする、ことに貿易の四割短縮を初め、ゴムあるいは鉄鋼部門にまでも恐慌状態が今巻き起つておるものであります。これを要するに、アメリカの世界政策、わけても極東政策の一環を承つて、吉田政府はもつぱら向米一辺倒的な政治的今強行しつゝあるわけでありませう。その結果は、今申しますように、またたく産業は萎縮沈滞をする困り切つた状態になつて、失業者は増加をする、パンやあるいはばくちのようなもの、パチンコのようものが町に氾濫をする。少しもこれは独立平和の国になつておらぬ、少しも繁栄の国になつておらぬ、悲しむべき状態になつておるのであります。そういふふうになつて来ると、自然国民は自分の力でもつてどうしても生存を維持、擁護しなければならぬ。急迫、不正の侵害に對

ては正当防衛が権利として刑法で認められており、民法においても緊急避難の規定のあることは御承知の通りであります。そういうわけで、今お尋ねしたいのは、いよ／＼国民が生活に窮して来る、自殺の数は前古未曾有という状態に今なつておる。一家心中、夜逃げというふうな悲惨な状態が連日連夜巻き起つておる。それにもかかわらず政府は向米一辺倒の、われ／＼から見れば国際政治上もまたたく間違つた方針を打出しておるために、ますますこの悲劇が深刻化して行く。そこで国民は政府をたよるわけに行かぬと言つて、正式の方法で国会に選良を出して、それでもつて政治のやり直しをすればいいじゃないかと言ふ。形式上その通りである。けれどもせつかく国会に選良を出してみたら、たまたまば共産党的に、もうすでに半数はいる／＼な不合理なるりくつをつけて追放されてしまつておるといふような状態であつてみれば、自然自分で自分の生活、生存を維持、擁護するために、これは最後の抵抗をする、いわゆるレジスタンスと言ひましようか、そういう権利が人間には天賦の権利として與えられておるといふことを私は考へるのであります。總論はどうお考へでありますか。

○木村国務大臣 まずもつて、大衆運動について田中君は非常に誤解があるように思われますから、一言申しておきます。今度の破壊活動防止法案におきましては、決して大衆運動を禁止しきやうな考えは毛頭ありません。正しい大衆運動は決してこの法案の対象となつていないのであります。田中君は

大衆運動と騒擾をこつちやに考へておられるように思ふ。騒擾罪は刑法に嚴として規定してあります。これと大衆運動とごつちやにしておつて、この法案がいやしくも大衆運動を禁止するやうなことを言われることは、私ははなはだその當を得ないと考へております。

なレジスタンスのことについてであります。私はこの占領下六年において、曲りなりにも今日われ／＼がかような状態になつておるといふことは……

「曲りなりとは何だ」と呼び、その他発言する者あり」

○佐瀬委員長 静謐に。

○木村国務大臣 敗戦国において、これくらいの生活状態の国がどこにありますが。私は田中君が向米一辺倒といふやうなことを申されて、いかにも今の日本の国情が窮迫に陥つておるといふ言われるが、私は見解を異にしておる。向米一辺倒という言葉は私はまだ十分解釈がわからないのであります。が、いわゆる自由主義国家と友好關係を結ぶに至つては、日本の経済力が發展する、私はこう考へております。しこりして、田中君は生活に困ればレジスタンスになつて何でもやつていいというやうな考へえのようであり

ますが、断じてしからず。法治国家において暴力を用いるといふことは断じてやらぬ。私は許すべからざることを考へておられます。いわゆる民主主義国家においてかゝれば、これは民主的の議會を通じてやるべきことではないか。いわゆる国民の選ばれた議員をもつて組織する国会において堂々とこれをやるべきではないか。いやしくも暴力をもつてこれを阻止しようといふやうなことは、法治国家においては許すことができない、こう考へております。

○田中(健)委員 今の法務総裁の意見の中には重大なるものが含まれておる。向米一辺倒ではない、また今までのアメリカとの友好關係を深くして来た政策の結果、日本は敗戦国といへど、決して他の国に比べて悲惨なる状態にない、これほどよい国家はないではないかといふやうな意味の答弁、これはまづたく事実を無視した答弁であります。ごらんさい、日本が明日にも独立と言つておられるけれども、国民はみな一ぱい食わされたという感じなんです。どこにも独立はありません。行政協定の端から端まで、ごらんさい、日本には無数の軍事基地が許されることになつておる。その近傍周辺においてはこの基地の設営のための権力、権能といふものを米軍が持つことになつておる。治外法権的な裁判権といふことになつておる。どこにも日本が独立をし、平和な日本になり得るといふ保証はない。しかも急迫せる国際情勢ではいつなんどき米國が戦争を巻き起すかもわからない。そのときには日本は従卒たる立場でこれに従つて行かなければならないように国際條約上また国内立法上ちやんとこれが予定をされておる。これほどあわれなる國家がどこにありません。しかもなるほど経済状態が遅れた後進國はたくさんある。たとへばヴェトナムにしてもあるいはイランにしても、これみな外國の擽取、彈圧からのがれて、眞の民族の獨立國家をつくらうといふので大いなる闘争を起し、ほとんど成功的にこの闘争は進

きではないか。いやしくも暴力をもつてこれを阻止しようといふやうなことは、法治国家においては許すことができない、こう考へております。

○田中(健)委員 今の法務総裁の意見の中には重大なるものが含まれておる。向米一辺倒ではない、また今までのアメリカとの友好關係を深くして来た政策の結果、日本は敗戦国といへど、決して他の国に比べて悲惨なる状態にない、これほどよい国家はないではないかといふやうな意味の答弁、これはまづたく事実を無視した答弁であります。ごらんさい、日本が明日にも独立と言つておられるけれども、国民はみな一ぱい食わされたという感じなんです。どこにも独立はありません。行政協定の端から端まで、ごらんさい、日本には無数の軍事基地が許されることになつておる。その近傍周辺においてはこの基地の設営のための権力、権能といふものを米軍が持つことになつておる。治外法権的な裁判権といふことになつておる。どこにも日本が独立をし、平和な日本になり得るといふ保証はない。しかも急迫せる国際情勢ではいつなんどき米國が戦争を巻き起すかもわからない。そのときには日本は従卒たる立場でこれに従つて行かなければならないように国際條約上また国内立法上ちやんとこれが予定をされておる。これほどあわれなる國家がどこにありません。しかもなるほど経済状態が遅れた後進國はたくさんある。たとへばヴェトナムにしてもあるいはイランにしても、これみな外國の擽取、彈圧からのがれて、眞の民族の獨立國家をつくらうといふので大いなる闘争を起し、ほとんど成功的にこの闘争は進

起し、ほとんど成功的にこの闘争は進

起し、ほとんど成功的にこの闘争は進

起し、ほとんど成功的にこの闘争は進

められておるではありませんか。これに比べた場合に、なるほど生活水準は日本の方が先進国であるから幾らか高いに違いない。けれども独立国という点から考えますと、まづたく日本はアイリピン並であり、あるいはエジプト以下の地位に置かれておる。どこに日本が悲惨な状態にないということが言えますか。そういう考えこそ、まづたこれは現実を無視した誤れる観念だと思ふ。しかしそれをここで論争してもしょうがない。そこで今論議は、私の質問に対していかなることがあろうとも、騒擾にわたり、あるいは暴力主義的な行為によつてレジスタンスを行うことは絶対に許すことはできないという御答弁であつた。私の聞いておるのは、それならば刑法や民法において自衛行為、正当防衛という観念が制度づけられて認められておる。この法の根本的な観念をどう解釈されるか、正当防衛であれば、たとい人を殺しても許されることになつておる。緊急避難であれば、人の家をこわし、あるいは人を傷つけるということがあつても、これが公認されておる。その法の根本理念を私は聞いておるのである。実は日本の刑法や民法だけの問題ではありませぬ。たとえば世界人権宣言をこらんにすると、その序文の中にはこういふことが書いてある。「専制と圧制とに對して、人間が最後の手段として反逆に訴へざるを得なくなることを防ぐために法の規律によつて人権を保護することが肝要である」これを裏から読むと、もしも法律によつて人権を保護しておらぬような状態になつたならば、人間が最後の手段として反逆に訴へなければならぬようになるというこ

とをちやんといつておるではありませんか。それだけではない。たとへば占領軍が日本に來たその当初、日本の軍閥や、あるいは官僚、財閥、大地主と云ふような封建的な、独裁専制の権力がまだおつた。これを打倒することなくしては、日本を真の近代の民主国家に再建することができないという見解から、占領軍がどういふ政策をとつたか。たとへばアメリカ政府がマッカーサー最高司令官に対して、初期の対日方針の訓令を出してあります。それによると、長いのだから全部読みませぬけれども、一九四五年九月六日付の、降伏後における米国の初期の対日方針と銘打つて、長文のまた微に入り細にわたつた根本方針が指示されておるが、その中にはこういふことがあつた。「右方針は最高司令官をして米国の目的達成を自途する前進的改革を抑えて天皇または他の日本の政府機關を支持せしむるものにあらずなわち右方針は現在の日本統治形式を利用せんとするものにして」云々として「封建的または権力主義的傾向を修正せんとす日本国民による」とを問はず許容せられかつ支持せられるべしかかる変更の実現のため日本国民または日本政府がその反対者抑圧のため強力を行使する場合においては最高司令官は麾下の部隊の安全並びに他のすべての占領の目的の達成を保障するに必要なる限度においてこれに干渉するものとす」云々とあります。重要な点は、封建的な、独裁専制的な、非民主的な、そういう制度を打破するために、国民もこれをやることのできる。実力行使をも容認する

ような、こういう指令が出ておるわけでありませぬ。これは米国の最高司令官に対する指令であるので、何も日本国民のかかわるところでないといへばそれまでであるが、しかしながらやはりポツダム宣言によつて日本を民主的な国家に再編成しようとする、そういう場合に、専制的独裁的な、そういうふうな政治形態に対しては、断固力を持つてでもやるべしという趣旨が、ここに、如実に現われておるわけであらう。ところが今はどうか、おそらく法務總裁の考えでは、今は民主国家だ、りつばな国家になつておるじやないか。だからこそそういうふうな実力的な闘争をやつてはいけぬというのであらう。事實はさうではない。今日はまづ、形こそかわつて來たけれども、独裁専制的な実体を備えた国家になつておる。占領期間中は、あの通り補助的な形で、国会にかけることのできないような無理な立法を、ほとんど強行して來たのであるが、今行政協定なる、これまた国民の意思を完全に然視したものが、いつの間にかこそやつとできてしまつた。その行政協定によつてがんじがらめにして、独裁的に、専制的に、いやおうなしに、これに基くところの立法を国会にかけて來て、多数の暴力でもいうべき力によつて、これを押し通そうとしておる。本件破防法もその一つでありませぬ。そういうふうな国会あるいは政府というものは、まづたく国民がたよりにすることができないといふことになればこそ、国会の外で破防法反対のため、三百万という労働者が立ち上つた。反対闘争をやらざるを得なくなつた。これが民主国家であるならばさう

いふ必要はない。要するに独裁専制的な実体を備えた政権があつて、それがアメリカの権力をかさに着て、ぐんぐんと国民を押し縮めて來ればこそ、国民は最後の抵抗によつて自分の生存を守る以外に方法はないじやありませんか。そこでお尋ねするのは、私はこれらの人権宣言あるいはその他の国際文書にも見える、また国内立法にもその理念は展開されておるところの正当防衛、これは個人の場合には、ちやんと正当防衛の権利が認められておるが、団体でも同じだ。どうしても独裁専制の無理な力をもつて押えつけようといふことならば、法律があつてもないが、政府があつてもないが、国民はみづから生きるために立ち上ることは当然ではありませぬか。これこそ恐るべき力であり、また反面から見るならば、これがあつたからこそ人類も社会も発展するのだ。政府やあるいは法律があるから、民族や社会が発展するのじやない。人間が一步でも向上した生活をしよう、一步でもよりよき社会を建設しようとする、押しつぶすことのできない一つの意欲を持つておればこそ、人類も社会も国家も発展して來るわけであらう。これは大切な一つの人類発展の原動力であります。これが正当防衛の形で現われて來る。これを何でもかでも弾圧してしまおうといふのがこの法案であつてみれば、私が最初にもう一べんお尋ねしたいのは、一体總裁は、正当防衛という法理念をどのように解釈しておられるか。○木村國務大臣 ただいま田中君の言われることは、私は非常に意外に感じます。田中君はいかに国会無視のよ

うな議論をされておる。われわれは、民主国家においては、国会を通じて政治を行おうとするのです。田中君は、国民があたかもレジスタンスして、暴力をもつてでも政治を行うというように私にはうかがえたが、われわれは民主国家にある一員としては、どこまでも議会政治の建前をとつて、議会の政治を行へべきであると確信して疑わな

い。むしろ刑法には急迫不正の侵害に對して、緊急やむを得ないときは、正当防衛権を行使することができるといふことになつております。急迫不正と不当に侵害せんとするときは、嚴として、自衛権を行使することは、嚴として疑う余地はないのであります。しかし国内において政治の見解を異にしたからといつて、そうしてそれが急迫不正の侵害といふやうな、暴力をもつて政府を倒そうといふことであつたならば、これはどういふことですか。一体国民は何にたよるのであるか。われわれは法律によつて、法律の命ずるところによつて政治を行うのであります。その法律はだれがつくるのでありますか。国会を通じて国民がつくるのです。それで今日のこの法案においても、国会の審議を待つて実施しようとするのであります。いわゆる議院政治の建前をとつておる。これが法治国の真髓であると思ひます。国民多数の輿論に聞かう政治をする。それは自分が気に入らぬからといつて暴力に訴へたら、国家はどういふことですか。さういふことは断じて私はいかぬと思ふ。

○田中(委員) 暴力に訴へる、暴力に訴へるといつて、盛んに何か暴力団に對する制裁のよ

があつてあるが、そも／＼労働運動その他の大衆行動というものは、これは刑法にいうところの騒擾の罪はつきものである。だからこそ労働組合法においても、刑法その他の規定をただちに適用しないように、ちやんと除外されておる。だからあなたのお考えのように、何かもう戦時中の産業報国のための労働組合のように、まづたく政府から爪を抜かれ、闘争力を抜かれてしまつた、労働組合とはいうことのできないような労働組合が、たとえば集団行進をするにおいても、お祭り行事的なあるいは葬式的なことをやつて、政府の意のままに動いてくれるということならば、政府言ふところの、正常なる労働運動というあつらえ向きなことになるかも知れないけれども、そういうものでは、実は時の支配者に対して、または資本家に対して、何らの圧力にならない。そも／＼大衆運動というものは、これはブルジョア的な法律の外にあつて、一つの騒擾的なものが予定されているわけなんだ。それをあなたはどこまでも四角四面にブルジョア法律的な観念で、そういうものもみんないけぬ、みな暴力であるといふふうな考えが、ここに第三條の二のイに現われておるわけだ、大衆運動には騒擾はつきものであります。これをまたたきつふそうといふことであらば、今日行われておるところの労働運動は、完全に滅却されるということば明らかであります。ところでその点いつまで追つてもしよるがない、先へ進みます。

次にお尋ねしたいのは、内乱という問題であります。まずお尋ねしたいのは、刑法の言う内乱罪、これは「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂シ」ということであるが、邦土を僭竊とか、朝憲を紊亂というようなことは、これは今日あり得ない文句だと思ひます。これは天皇制の絶対権力下における明治四十年代の立法でありまして、邦土という観念が、そも／＼もこれは封建的な観念、何か君主が国土の一部々々を臣下に封じてやるというふうな意味の邦土でありまして、君主のものであるという観念から邦土というふうな、こういう言葉が生れたものと思はれる。それを何か平将門みたいにおれがみかどである、この地域はおれの国であるといふことをいうのが邦土の僭竊といふのであります。それが、そういうことは今日あり得ない。朝憲の紊亂とは何ぞや、昨日の政府答弁では国家の基本組織、国家の基本秩序というふうな意味に答弁をされたが、そこで尋ねたいといふのは、こういうふうな明治四十年代の、今とは全然事情のかわつておる古い法観念を持つておる内乱罪といふことが今日あり得るか。政府の顛覆といふことに書いてあるが、吉田政府の顛覆といふようなことをいへば、内乱罪になるのか。順序としては、今の邦土の僭竊とはどういふことか。朝憲紊亂とはどういふことか。これを尋ねたいのである。政府の顛覆とはどういふことか。政府の顛覆とはどういふことか。尋ねたい。

○吉河河府委員 お尋ねにお答えします。内乱罪におきまます朝憲の紊亂の内容は、前会にもお答えした通り、国家存立の基本秩序に対する侵害といふこととなるのであります。政府の顛覆、邦土の僭竊という用語が使われておりますが、ここに政府とは、個々の内閣をいうのではありません。国憲の継続的な組織をいうのであります。内閣制度そのものの不法な廃止というふうな意味になるかと存じます。邦土の僭竊とはわが国家成立の要素である領土に対する不法な権力の行使をいうのであります。簡単に答へします。

○田中(健)委員 朝憲の紊亂とは、国家統治の基本秩序大本の侵害という意味の答弁であつたが、しかし国家といふのは、これは国民があつての国家であり、国民がなければ生活ができません。これを保障するための目的を有する国家であつて、国家あつての国民ではないはずだ。だから国民がこのような統治組織では困る、こういう国家の本質であつては、自分たちは生活ができません。だから自分たちの生活を真に幸福にしてくれるような国家をつくろうじやないかという運動を起すことは当然であつて、今やそんなものが内乱罪などとなつて、これが制裁を受けなければならぬ理由はどこにもない。これは昔の天皇制時代であつてみれば、天皇制は万古不易であつて、こういうものに対して云々といふことになれば、これは制裁という観念が生れたのであります。今、今はそういうことではないはずだ。それから邦土の僭竊といふけれども、これは他人の土地の略奪をやれば、刑法その他によつて、ちやんと処罰がある。別にそこに政治的な区域を設けて、おれらはここでこゝろいふ自治的な政治をやつて行こうじやないかといふことを言つたところ、内乱罪になるわけはない。それからまた、政府を顛覆するといふことは、時の政府をことではなしに、これはやはり内閣制

度といふような根本組織を變革しようとするのが内乱だといふ答弁であるが、しかしよく考へてみると、吉田政府あるいは岸田政府といふように、各政府に対して打倒—そのとき—の政府が、これはいかにから打倒、これがずつと積み重なつて、結局は資本家の、少数の支配階級の利益だけしか代弁しないような政府はつまらぬ、そういうものは打倒しようじやないかといふ、すなわち特権階級の支配制度そのものをでんぐりがえしてしまおうじやないか、そして全人口の九割五分を占めるような労働大衆の利益を代表するような政府をつくらうじやないかという運動、これは内乱罪になるわけはないじやないか。一体内乱罪といふものはどこにありますが。

○吉河河府委員 ただいま申し上げたように、朝憲の紊亂、国家存立の基本秩序を破壊するために暴動をすること内乱であります。

○田中(健)委員 暴動といふのも広うござんして、大衆が大衆闘争を起すといふことになれば、騒擾はつきものであります。それを暴動と言つておる。してみると、国民は、もはや何にもできぬ、そういう結果になる。まあしかしこれは争つてもしかたがない。先に進みます。

そこで今の民主主義の国家では、内乱といふものは、これは実際あり得ないことなんだ。民主国家におきましては、もしも暴動が起きようとなつて、その政局担当者そのものこそ退場をして、新しい政治の舞台に政権を譲ればよろしい、これが民主主義者であります。民主主義社会においては、暴動を起すよりも起す必要がないはずだ。ところが実際は独裁専制的な無理が行われるので、形式はなるほどりつばな民主国家であらうとも、実際においては独裁専制的なことが行われるがゆゑに、人民は行き場がない。そこで騒擾手段などに訴へても、どうして自分たちの生存を、これを安定し、擁護しなければならぬといふ、せつば詰まつた気持が沸いて来るわけなんだ。それが暴動ともなれば、あるいは騒擾ともなるし、さらに激烈ともなつて、列車騒擾となるかもしれない。ところがそれを一切合切あなた方は最高の罪惡としてこれを否認する。否認するけれども、しかしフランス革命やあるいはアメリカの独立戦争、これも一つの民族解放の革命であります。が、そういうものが近世史上にもなかつたとする。そうすると、近代のよるな民主国家や文明といふものは、沸いて来ておりますか。封建主義のあの圧制といふものの中に、みんな泣かなければならぬ。そして人類の文化は退嬰しなければならぬ。類隲しなければならぬ。遂に人類は没落したかも知れない。そのよるな、あなた方が罪惡と思つておるところの革命があつたればこそ、近世文化も近世の産業も、一切合切、このよるにはつらつとして發展して来ておるではありませんか。だから、内乱などという規定をもつて、それでせつかく人類が發展するその芽をさしとめようとする、こゝろ、まことにこれは罪惡であり、歴史をへし曲げようとする大きな陰謀であると私は考へるのであります。もう一点この点について法務總裁の御見解を承りたい。

○木村國務大臣 ただいまの田中君の御意見を承つて、あたかも内亂を起さなければならぬような御發言であります。私は意外に思つております。およそ民主国家において、一つの政府を転覆させるために暴動を起すというふうなことは、どうなんでありませうか。これは民主政治の破壊であるといわれ、これは考へておきます。田中君も国会議員の一人である。政治というものは国会を通じて行ふべきものと私は確信をして疑われない。国会議員は国民の輿望をになわね、国民多数の意見を代表すべきものなんである。その代表された国会議員が国会においてあらゆる論議を盡して政治を行うというところが民主政治である。それを一部の者が現在の政府の施策が悪いとか何とか言つて、そうしてある種人間を扇動してこれを暴動に移すというふうなことは、いかがでありませうか。これこそ法治国家において許すべからざることであり、私は考へる。田中君の今の御發言は議會政治の否認と私は考へる。私は国会を尊重するのであります。すべての政治というものは、国会を通じて行わなければならない。さうなことはあり得ないことである。

○吉田は国会にちつとも出て来ないやないか。「自分の国会無視はたななげやがつて何だ」と呼ぶ者あり

○佐瀬委員 加藤君、静肅に願います。

○田中(義)委員 私は何も国会制度を否認するといふようなことは一言も言つておらぬ。そういうことを考へてゐるのじやないけれども、形式上民主主義を代表するよきな国会制度やその

他の政治形骸がありましようとも、事突において独裁専制のよきな罪惡的な政治が行われるといふことになれば、そのおほりを受けて国民がみな泣かなければならぬ。現実さうなつてゐる。それで國民は自救行為に出ざるを得ないやないかといふことを言つておるわけである。何か一部の者が、言つて、共産党でも暗に示したよきな發言でありましたが、一部の者が、たとえば共産党が、いくらいたけだかになつて、その不都合なる政府転覆のために暴動を起せと言つてみたところで、だれもついで来ません。問題は國民の大多数が、その惡政の結果非常な窮地に追いやられておるといふ客觀情勢が前提になるわけである。さういふふうな前提といふことは、そも、一部の特權階級が独裁専制の政治をやるから、形式の上では民主主義であるやうな、さういふ独裁専制をやるから、國民全体の心が離れてしまふ。窮地に追いやられてしまつておる。そこで共産党であらうが、共産党以外の者であらうが、これはいかぬ、われわれの好むところではないけれども、何とかしなれば、われわれは生活が維持できぬぞといふことを發言するならば、國民は奮然として集まつて、さうだ、それじやひとつやうといふことになる。これが歴史上の一つの革命になつてゐるわけである。革命といふのは、あなた方が考へたよきに、一人のリーダーが現われて来て頭の中の理論を振りまわして、なんじら臣民ついで来いといふよきなことを言つたみたところで、だれもついで来ません。扇動者の一人や二人、十人や二十人や革命などは起るものではない。さういふものをあな

た方が処罰しようといふのがきよこの法案の目的であるけれども、さういふものをいくら処罰してみたところで、根本は國民大衆にあるのである。國民大衆の生活の不安といふことが取除かれる、言いかえるならば、善政がしかれるよきな、さういふ国でなければ、あなた方のいゆる内亂の懸念は一向に消えない。指導者の五人や十人制してみたところだ。共産党を非合法化したとみたとみても何にもなりはしません。そこで論争してもしょうがない。時間がありませんので先に進みます。

次に憲法では言論の自由を初め、學問の自由、あるいは団結權、団交權その他いろいろ基本人權が規定されておる。ところが破防法なるものがこれに對する大きな制限になることは、ここで論ずるまでもない。そこでさういふよきな制限をしてはならぬではないか、さういふ憲法違反的な制限をどうして法的に認められるかといふ質問に對して、昨日來政府の答弁は公共の福祉といふことが憲法に規定されておるもので、やはりいかに基本人權といえども、公共の福祉に反するよきな方法では、すなわち權利の濫用は許されな

い。だからそこに法的根拠があるといふ趣旨の答弁でありました。ところで、この公共の福祉といふ言葉はどぶな言葉はありませぬ。憲法が公共の福祉をかつぎ出しておるのの意味がわかる。いかなる權利といえども、國民全体、社会が食つて行けないよきな、これが迷惑をこうむるよきな方法によつて行使が許されなことはわか

り切つた話である。憲法はそのことを言つておる。ところがこの破防法が基

本人權を大幅に制限するゆえんのもの、それはまた、その根拠を公共の福祉に求めるゆえんのもの、明らかにドイツのナチがやつた二の舞をやるやうとしておる。ドイツのナチもやはりくつにつけずには、あのような人権陣の諸法規はつくることができなかつた。とどのつまりは、公共の福祉のため、団体のためには個人權利は無意味である。団体のためには個人權利は抹殺されてしかたがないといふよきななどえらい法理念を振りまわして、あんな侵略戦争をやり、末路は滅びてしまつた。いつでも何か強圧法規をつくらうとする場合には、公共の福祉といふことは、一体どういふやうに解釈されておるか、政府の答弁を待ちます。

○吉河政府委員 簡單にお答えします。この法案におきましては、法案第一條で公共の安全を守ることを目的とするといふことがはつきりうたつておるものであります。公共の安全とは、日本國憲法のもとにおける國家統治の基本組織並びに基本的な政治方式、言いかえれば國家社会の基本的な秩序が平穩に維持されることを言うのであります。これがなれば民主主義の健全なる發達を望むことはできな

い。思

の自由、言論の自由といふものは、これはみな外部への發表、大衆への意思傳達を前提としておる。憲法もちやんと發表の自由といふことを保障しておるわけでありませぬ。

そこでお尋ねしたいといふのは、昨日の答弁によれば、檢閲制度などは復活するつもりはないといふことであつた。しかし實際問題としてこのよきな破防法を実施すれば、いつなんどきこの破防法にひつかけて重刑を處せられぬともわからぬ。非常にあつたことにならぬ。一例を引くならば、吉田政府はけしからぬ、あるいはブルジョア政府はけしからぬ、勤勞階級の政府をつくらなければならぬ。今のよきな結局的ところは不穩なる手段に訴えてでもわれわれは生活を保護しなければならぬ。さういふよきなことを書けば、おそろくさういふよきなことを書けば、おそろくさういふよきなことを書けるであらう。その筆者なり編集者はおそろくは七箇年以下の禁錮といふよきなことにならざるを得ない。さういふよきなことになつたらたいへんだから、あらかじめ当局に對して、この程度のことを書いてよりごさいませぬかといふことをお伺いを立てざるを得ない。これはなるほど制度としての檢閲制度の復活ではないだらうけれども、實際には檢閲制度ができたことにならぬ。あるいは昨日も質問があつたが、調査権に名をかりて、どん／＼とあつちこつちこの調査をやつて行くといふ筋合いから、これまた言論に對する重大なる制限、抑圧が加えられることにならぬ。そこで、さういふことにならぬ

なる。そこで、さういふことにならぬ

という保障がありますか、ならぬという覚悟がありますか。どういふふうにして言論の自由を保障するつもりでありますか。

○吉河政府委員 お答えいたします。言論が犯罪の方向に利用されている場合は、これはあくまで取締らなければならぬのであります。絶対的言論の自由というものは許されるものではありません。この法案に規定してあります。この法案に規定してあります。この法案に規定してあります。

○田中(義)委員 それでは時間がなから、あとは逐條審議に譲りますが、最後に一問法務総裁にお尋ねしたい。この法案は共産党がねらいではないというふうには、繰返し本委員会において答弁をなさつたけれども、われわれの聞くところによれば、国会の提案以前に、いろ／＼労働団体や思想団体、文化団体等には、法務総裁みずから、これは共産党だけを目標にしておるのであるから、諸君には関係のないことであるので、どうかひとつ目をつぶつておつてもらいたいという趣旨の申入れが行われたと聞いておる。そこで、それはそうじゃないと言われるならそれまでであるが、これはわれわれが見るだけでなしに、国民の見るところ、どう見ても共産党がいの一番にやり玉にあげられるであろう、この破防法によつて共産党がいじめられるであろうというところは、常識になつておる。そこでお尋ねしたいのは、今日法務総裁は共産党をどのように評価されておるか。もちろん御承知の通り、全世界各国に共産党のない国はほとんどない。

しかもその共産党が政治を行つてゐる国は、ソ同盟にしても、あるいは中共にしても、その他の国々にしても、人口にして全世界の人口の半分を占めておる。またそこでは経済は盛々として起きつゝある。反対に資本主義の国々においては、経済はまつたく混乱状態に陥つて、不景氣、恐慌を繰返して、ことに侵略戦争の準備を進めるために甚大な軍備経済を打立てて行き、その軍備経済は資本主義経済自体の矛盾を引起して、にづちもさつちも行かぬ状態である。たとへばアメリカにおいては、一九五二年までの軍備経済を一年繰延べざるを得ない状態になつておる。貿易は過剰してしまつてさつぱり物を売るわけにも行かない。そこへモスクワ経済会議が最近開かれたのですが、不当にも日本ではそれに参加すること拒んで、政府は旅券下付をやらなかつた。これは一種の彈圧であるが、まづたたく不法にりくつにならぬようなことを並べて、とう／＼旅券下付をしなかつた。それはともかくとして、モスクワ経済会議が行われた。最初モスクワ経済会議の話が出たときには、資本主義陣営ではあざ笑つておつた。またソ同盟の自家宣伝である、そんなことが何の効果があるかという話であつたが、實際事を聞いてみると、効果がなないどころか、中国と英國との間には一千万ポンドという多額の取引が、たつた一週間のうちにきめられておる。その他、全世界を通じては何億ドルという大きな商売がたつた一週間くらいにうちにきめられておる。かくして、経済の疎通を欠いて、今にも戦争にならうかというより危険なる

状態は大いに緩和されて来ておる。今あなた共産党を何か暴力団か、陰謀団のようにお考えかもしれないけれども、あにはからんや、共産党が政治を行つておるところでは、非常な發展ぶりを見せている。モスクワ経済会議を通じて、世界に大きな波紋を描いておる。そのような政治力を持つた国々があるではありませんか。そういうふうな、共産党はすでに世界の大半を統治し、りつばな政治をしいている。それが共産党なんだ。日本においてもやはりそれらと似たり寄つたりの国を日本につくろう、そうして日本国民が眞の独立と平和と繁栄とを可能ならしめるような、そういう国にしようという努力をわれわれはしているわけである。ポツダム宣言の実施を一番まじめに主張しておつたのは、ほかならぬ共産党ではありませんか。ポツダム宣言の厳正実施という綱領を掲げた政党が他にありませんか。徹底した民主主義日本にしようという、ほんとうにポツダム宣言にかなう綱領を持つておるのが共産党である。それをあなた方で彈圧しなければならぬのはどうわけであるか。まことにおかしな話である。とう／＼たる世界の大勢、人類發展の歴史の過程においては、人類史は、見方によつても、われわれの見方によつても、人類の解放の歴史、解放の血の闘争のつづり合せが人類史である。少数の独裁政権というものが次第々々に形をかえて来て、最後の立場に追い込まれておる。これを除いた氣持で、りつばな生活が立つようにな、そういう社会をつくらうというの

が突發を示して、人類の半分の人口を組織しておる。現に帝國主義諸國から彈圧されているような被壓迫民族も、次から次へと解放闘争をやつて、解放されつつある。そういうような世界情勢の中において、一体木村法務総裁は、その御老体をひつさけて、そうしてとう／＼たるこの世界の大勢を打切ることができるとお考えですか。共産党を彈圧することができるとお考えますか。大利根のとう／＼たる流れを、総裁みずから立ち上つて、一枚の戸板をもつてこれを防ぐなどというふうな、そういう愚かなることをこの破防法によつて試みてみたところの何の益がありますか。聞けば、あなたは就任のときに、おれは日本共産党をたたきつぶすために命をかけて闘うということ、さる席上で言われたさうだ。あなたの方でそれができますか。その覚悟をひとつ聞かしてください。

○木村國務大臣 たいま田中君は、いかにもソビエト・ロシアが世界で最も發展したようなことを申された。われわれは不幸にしてその失敗を知らない。何がゆえに失敗を知らないか。いわゆる鉄のカーテンがあつて、日本の国民も、世界の各国民もソビエトの失敗を知らないであります。願わくばその鉄のカーテンを上げて、自由に世界の人類の前にその実態を示していただきたい、私はこう考えておる。こうして今田中君の言によりますと、アメリカがだん／＼苦しむつたあつたというふうな発言のようであつたが、私はアメリカのあの国民の自由の姿を見て、われわれ日本国民ももつと／＼伸び伸びした生活をし得るような状態に早く立ちもどることをこいねがのうであ

ります。しこうして田中君は、日本共産党云々と言われる。先ほど田中君の發言を聞いておりますと、いかにも暴力をもつて政府を転覆することは当然の帰結のように申されたが、私はさうなことは、法治國家においてはなだ悲しむべきことであらうと思ひます。どこまでも民主政治の建前をとつてこの議會を通じて政治をすることが本来の姿であらうと私もは考えます。もしもこの政府の施政がよろしきを得なければ、国民の輿論に問うていゆる選挙を通じてこれを新しい姿に返すべきのが本来の民主主義政治のあり方であると考えます。世界の人類は平和をこいねがつておるのである。暴力をもつて政府を転覆し、しこうしてみずからその政局に當るがごときことは断じて許すことができないと私はこう考える。私はどこまでも民主政治の建前をとつて平和國家を建設すべく努力したい、こう考えています。

○田中(義)委員 まつたく木村法務総裁とわれわれの立場とは平行線上にあるので、いくら論じてみてもしかたがないが、最後に木村法務総裁のようにな立場で行けば、結局人類史に大きな貢獻をしたフランス革命も、あるいは英國の産業革命、さらにアメリカの獨立戦争、民族解放の闘争、あるいは日本においての明治維新の革命というふうなものさえも一切合財が否定されなければならぬことになる。おおよそ反動主義者といわなければならぬのであります。これ以上平行線の上でいくら論じてみてもしかたがない、時間が来ましたので、いづれ各論で法律上の質問をいたします。

○佐瀬委員長 加藤充君。関連質問の

申入れでありますから、一点に限って簡潔に願います。

○加藤(元)委員 私政府が声を大きくして、握りこぶしを固めて、断固として、命をかけて守らなければならぬという基本的秩序というものを、この実体は何かということについて関連質問をいたします。

時間の関係でごく簡単に申し下げます。昨日閣議長であつたかと思つてありますが、南阿連邦では共産党の取締法があり、また南阿共産党を非法法として解散を命令しているというようなことを言われた。私はそのときにたいへん恐縮でしたが、日本人は八千四百万、日本民族は断じてホツテントツトではないぞ、というやじを飛ばしたのであります。このことについてお尋ねいたします。南阿連邦の反共取締法をお手本にしているが、はてさて南阿連邦といふのはどういふ国柄であるか、暗黒大陸といふが、南阿地方はいまだ開化していないばかりでなく、欧州人の原人差別と搾取とからいつても、いかにも暗い国である。世界でも一番みじめな貧民窟がアフリカの白人南阿連邦の希望峰のそばのケープタウンにある。住民の八二%が黒人、インド人、混血人であるが、それに対して二割足らずの白人が公然たる抑圧政策で臨んでいる国である。これは一九四八年にできたマラン首相の現内閣の極右政策の結果で、今どき極右全体主義が支配している国である。これはきよりの産経紙の報ずるところであります。世界で最も悲惨な国々が暗黒大陸南阿の状態であり、南阿連邦の実態であります。

そこでお尋ねいたします。政府は口

を開けば自由世界である、自由主義だ

が、この中身は資本主義の押しつけであり、反共は植民地領有、民族圧迫の暴力なので、武力と政治力であり、脱ける以外の何ものでもない私は思ふのであります。とりわけ資本主義の諸国からその帝国主義的政策のために長い間領有せられ支配を続けられておりました植民地の諸民族は、自由主義を以てその文字通り受取つておらな

のであります。中身は帝国主義的な圧迫である。それゆゑにわれわれ民族は窮乏と無権利の状態に突き落されてゐるのだ。こう考へてゐるわけであります。こういふような植民地領有国がこれら民族に押しつけた南阿連邦の反共法といふようなものを持つて来てお手本にするという根本の魂膽が、私は困つたものだと思ふ。こんな根性を日本の政府が持つておつては困るという見解をきく方の答弁で強くしたのであります。その点を承りたいと思ふ。

○吉河政府委員 簡単に答えたいいたします。南阿連邦の立法をお手本にしたわけではございません。外国の立法例を御紹介したにすぎません。

○加藤(元)委員 お手本にしたのではない。例を紹介したのだというが、これは言葉のごまかしであります。地球は世界の中心にあらず、また不動にもあらずして運動し、しかも日々運動するの命題は不條理である。それは哲學的には虚偽にして、神学的に見れば信仰上誤謬なり。これは一六三三年ガレリオに対する調査と起訴と審判の結果である宣言文の一部でありますが、

私はさらに血液循環系統の発見者であるセルズウェツスとか、火あぶりにされた地動説のブルノーやガレリオの処刑はもう同様な理由であります。彼らに有罪とする判決理由は、期するところ秩序紊乱及びその害悪を未然に防がなためというものであります。しかしらば一体彼らは何を乱したのか。彼らに火あぶりにし、彼らを死刑にして、彼らを投獄して防衛されようとしたその秩序というものは、一体何ものであつたか。彼らがいかなる害悪をこの文明史に、この人間の歴史に、人間の生活の中に流したのか。何を流したといつて彼らは火あぶりにされ、処刑されたのか。基本的秩序といふもの、これについてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

○吉河政府委員 簡単に答えたいいたします。この法案は学問、思想、政治、信念を取締りの対象とするものではありません。

○佐藤委員 加藤君に申し上げますが、約束でありますから、なお質疑は次の機会に願います。猪俣三君。

○猪俣委員 法務総裁にお尋ねいたします。民主主義、自由主義の国におき共の福祉の調整をいかにするかと、これは、これは大きな悩みであらうと思ひます。フアツンヨ・ドイツのような、あるいはソ連のような全体主義の国におきましては、この悩みは少いかとも存じますが、民主主義の線では政治を運営せんとする場合においては、この調整についてはわれわれ必死の努力を拂わなければならないと思ふのであります。そこで問題はこの二つの社会

的利益をいかに評価するか、もし公共の福祉といふことを最高度に考へますと、これは福祉国家、警察国家に転化するおそれがあり、さればというところある程度の公共の福祉という見地から人権の規制もしなければならぬということも起る。そこでこの調整の大きな眼目といたしまして、第一にはアメリカの最高裁判所がそのすぐれたる判事によりまして、ほとんど判例として樹立されております言論の自由を中核といたしまして基本的人権の規制の限度、それは明白にして差迫つた現実的な危険、このときに人権をある程度規制しなければならぬといふこの限界点を政府が堅持せられて、この立法をされたものであるやいなや、しかしてもしかりといたしますならば、現在明白にして差迫つた具体的な危険が存在しておると法務総裁は御認定になつておるのであるかどうか、これが第一点であります。

第二点といたしましては、この言論の自由を中核といたしましては、基本的

人権そのものも、結局においては公共の福祉という大なる見地からいへば、り認められる問題であるがゆゑに、民主国家におきましては、どこまでもこの自由を確保しなければならぬ。それにはことにこの法律を施行いたしますところの行政官が、確固不拔の信念を持つていたなければならぬと思ふのであります。その信念をまず第一の責任者であります法務総裁にお聞きするために、ここに参考として私は申し上げたいと思ひます。

政府が参考供したであらうと思ひます。アメリカの国内安全保障法、俗にマツカラン法といいますが、この法

律は一九五〇年九月二十二日に成立いたしました。しかしこれはモザイク的な法律でありまして、その前からいろいろ提案せられておりました反共立法を集めて大成いたしましたものであります。最初にこの内容の一部をなします法案として現われたいわゆるムント・ニコソフ法案、これは審議未了になつたのであります。これが現われたいのは一九四八年の一月であります。爾來幾多の反共法案が出ましたが、いずれも審議未了で終つたのであります。アメリカのサザランド教授の論文を見ますと、三十八も反共法案が出ておつたといふのであります。これが集大成されました。申しましたようなマツカラン法が出現したのであります。この期間におよそ二年八箇月を要してあります。アメリカの国会ではかような長い年月の間慎重審議をいたされたのであります。この慎重審議の結果成立いたしましたマツカラン法に対して、時の行政官の長官でありますトルーマン大統領は、このように慎重審議した法案なるにかかわらず、自由に対する危険な法案なりとして拒否をされました。この教書が公にされておる。この教書の内容を私讀んでみたのであります。サザランド教授の「自由と国内安全保障」といふ論文の中に、およそ拒否の内容として七項目があげてあります。このトルーマン大統領の拒否の理由の一項目として、すべての市民が持つ自由を言論を發表する権利を彼らが行ふことを困難にするほど強大な権力を当該政府諸官憲に與ふるに至ること、これが拒否の理由の一つである。なおたくさん書いてあります。これ

ども、要するに、法案の全條項を総合的に考えると、これらの大きな部分は共産主義者からの真の現実的な危険に對して向けられたものではないことが明らかである。共産主義者に対する打撃を興えるかわりに、これらは、われわれ自身の自由のため働いているわれわれの立場そのものに打撃を興えるのである。なおこの法案実施の結果は、この法案で使用されていることばは非常に漠然としているので、その結果は共産主義者では絶対ない、中正な市民の合法的な活動を処罰する結果となる可能性が多いのである。かような言葉でトルーマンは拒否されております。私はこの全文を讀んでみました。自由を、基本的人権を守らんとするアメリカの行政長官の烈々たる気魄が現われておる。この気魄ある行政官が上に立つてこそ、かような法案も危険なしに存在すると考へるのであります。このトルーマンの拒否書に現われまししたる精神に對しまして、法務總裁はいかなる御感想を持つておるか、これも承りたいと存するのであります。なおこの言論の自由を中核体といふたします基本的人權をそこなわずに公共の福祉と調整せしむる一つの方法として、ただいま申しましたように現実に差迫つた危険の場合にのみ法律をつくる、なおまたこれを施行いたしする行政官は自由を守らんとする気魄が横溢していなければならぬ、なお法文自体におきまして、基本的人權を擁護せんとする精神に欠くるものがある。権利の濫用をいたしししたる行政官に對しましては、断固として制裁を加えるだけの制度がなければならぬ、なおまた不幸にして権利の濫用に

あいまして侵害を受けましたる被害者に對して、十二分なる救済の道が法文自体に示されておらなければならぬ、この気魄なく、この制度なき場合におきましては、われわれはこういふ法案は突に危険な法案として存在すると思ふ。日本の長い間の官僚組織その警察官、檢察官、こういふ人たちの伝統的な態度は、長らく在野法曹としておられた木村法務總裁も御存じであろうと思ふが、そういう者たちにこういふ法律を興える結果がどうなるか。そこで私は第一点といたしまして、先ほど申しました明白にして差迫つた危険が現に存在しておるといふ見地に立つてこの法案を提出されたかどうか。第二点は、行政官の高官とせられ、この濫用に對してあなたはいかなる態度をもつてこれを戒めんとするか。トルーマン大統領のこの気魄に對するあなたの感想を伺う。第三点といたしまして権利を濫用したものに對していかなる制裁を持ち、被害者に對していかなる救済をはからんとするものであるか。これに對しては御答弁をまずお願いいたします。

○木村國務大臣 お答えいたします。権侯君の、公共の福祉と個人の基本的人權とをいかに調節すべきか、これはもつともな御議論と私は考へます。これは慎重に考慮すべき問題であるのであります。そこでこの法案の目的とするところは、いわゆる国家治安の確保であります。国家の治安が乱れて、国民の生活の安全はあり得ないのであります。国民が平穩無事な生活を営まんとするに、その前提條件として、まず国内の治安を確保しなければならぬのであります。この法案の目的とするところは、要するに国内治安の確保であります。これが大きく国家の公共福祉と云えるであろうと確信するのであります。そこでこの言論の自由も、國家の治安の問題に關係いたしました。内乱、騒擾といふような危険な事柄を目的としてこれを行わしめるような扇動的言論に至つては、これは治安の面から見て、規制しなければならぬと私は考へております。しかし現在どのような状態に一体治安がなつておるかという事になります。昨日朝お手元へ資料として配付しておきましたこれらの出版物を見ますと、相当激越な、いわゆる内乱、騒擾を主とする部面が各所にあるのであります。いわゆる明白かつ現在の危険があるといふことは明らかであるのであります。しかばこれを放置するといふことは、國家の治安上どうか、國民をして平穩無事な生活を営ましめるためには、國家の治安を維持しなければならぬ。その治安の面から見て、かような言論はこれを規制すべきは当然であろうと考へております。従つて通常の言論の自由といふものは、われわれはどこまでも尊重するのであります。治安の面から見た危険な言論、これは公共福祉の見地から規制して行かなければならぬ、こう考へております。

トルーマンのことは、しごくごもつともであります。しかしトルーマンの言葉を裏返しても、國家の治安を乱すような言論を許すとは言つていないのであります。われわれはどこまでも國民が各自平穩無事な生活を営むことをこいねがうのです。それがためにこの法案をわれわれは提出した次第であります。しかししてこの法案実施のあかつきにおいて、これを取扱うところの人の問題でありますが、いやしくもこれらの人に対しては、十分なる訓練、修養を持たせなければならぬ、われわれは深くその点について考慮を拂つておるのであります。昨日も申し上げました通り、調査官につきましては、公安調査庁の所屬機関として研修所を設けて、できるだけの教養と訓練を積ませ、その任につかせたいと考へております。また万一にもかような人が不当な行為をしたときには、どうするかというお尋ねであります。それには對して私は、明らかに職權を濫用すればまた公務員法において、これも相當な処置はでき得ることになつております。従つてそれらの法規に基きまして、万一調査官において不当な行為があれば、十分これを処置して行くことができるかと考へておる次第であります。

○吉河政府委員 ただいま権侯委員から、明白かつ現在の危険について御質問がありました。特にアメリカの例を引用されて御質問がありましたので、審議の御参考までに申し上げます。最高裁判所におきまして、スミス法違反として有罪の判決を受けました。この判決に對して合憲の判決が最高裁判所になされたのであります。この判決につきましても最高裁判所の長官であるヴァインズ最高裁判所長官が述べておる点があるのであります。御参考までに簡単に申し上げます。明白かつ現在の危険につきまして、こういふことを申しております。「強力及び暴力による政府顛覆は、政府にとつては確かに言論を制限するに足る重大関心事である。實際顛覆に對しての保障は如何なる社会においてもその窮極の価値なのである。何となれば、若し社会が内部からの武力攻撃に對してその機構を防護することが出来ないならば、あらゆる從屬的価値もまた護ることが出来ないことになるからである。そこで、上述の利害關係はこれを護ることが出来るものとするならば、ここに提起される問題は、国会に処罰権のあるような害惡を齎らす言論の「明白、現実の危険」といふ語句を用いたときこの語句はどのような意味であるか、ということなのである。ここに叛乱が行われようとしていると仮定する。この場合政府は、叛乱の計画が整つて決行の合図が待たれている時迄待ち、然る後措置をとらなければならぬといふことが右の語句の意味でないことは明らかである。若し政府が、その顛覆を狙つている一団がその構成員を教育し、その指導者が状況よしと感した時出撃する策謀に彼等を用いようとして居ることを知つたならば、政府が措置をとる必要があるのである。政府は強力で、叛乱鎮圧に充分な力を持つて居り、容易に革命を敗退させることが出来るであろうから政府は懸念する必要はないといふような論には返答無用である。何故なら、斯かる論は問題でないからである。暴力による政府顛覆企図は、その参加者が數的に不適当であり、また力量不適のためたとえ最初から失敗の運命にあるものであつても、それは優に國會が防止すべき害惡なのである。斯かる企図は國家に有形的及び政治的損害

を及ぼすものであるため、その成功の確率とか又は近直性などを基準としてその合法性を判断することは出来ないものである。かように述べておきます。御参考までに申し上げておきます。

○佐瀬委員 なおその点は、あとで参考資料として各委員に配付してください。

○猪俣委員 私が法務総裁にお尋ねいたしました第4点は、破壊活動防止法は、破壊活動をなさんとする団体に向けて、中心になつておるよりであり、しからば明白にして、差迫つた具体的危険というものを頭の中に置いて考えた場合に、さういふ明白にして、差迫つた危険を實現するやうな団体が、現在存在しておるといふ認定のもとに、この法案を提案せられたものであるか。なお第4條に關連いたしまして、第4條は破壊活動を行つた団体を規制するやうになつておるが、現在ただいまの状態におきまして、かやうな破壊活動を行つた団体があるという御認定で、この法案を出されたものであるかどうか。その点をいささしく具体的に御説明を願いたい。なお念を押しておきます。明白にして差迫つた危険の存在を基準としてこの法案を出したとするならば、少くとも第4條にあり、この破壊活動を行つた団体というものが現に存在しているという意識のもとに出されたものであろうと推定するのであるが、さうであるかどうか、その点についてお答え願いたい。

○吉河政府委員 御質問にお答えします。昨日御説明しました資料によつて、この点は、立案の基礎になつていゝる現下の事態につきましては、政府といたしまして十分御説明を盡したものを信じております。簡単に申し上げれば、本法案の対象となるやうな団体が存在することを疑うに足る事象が現存しておるといふやうに考えております。

○猪俣委員 昨日の特審局長の説明によると、たとへば税務署へ火種びんを投げ込んだ、あるいは交番を襲撃して、ピストルを奪取した、これは何か背後に集団があつての計画的犯罪と認められるが、さうであるということもまだ確認がないという御答弁であつたが、これが確認せられたとしますならば、その団体はすなわち本法案の対象となる団体であるかどうか、さうしてその団体はいかなる団体と今あなたはお考えになつておるのであるかどうか。相当明白な疑いの事実が存するやうな御答弁でありすがゆゑに、具体的にいかなる団体がさういふ団体と考えられておるのであるか、御答弁願いたい。

○吉河政府委員 政府におきましては、目下調査中であります。

○猪俣委員 あなたのさつきの答弁と矛盾しておるではないか。本法案を適用するに十二分な疑いを持つものがあつたのだ、すなわち明白にして差迫つた危険の存在する団体があるという想定のもとに本法を立案したと言われるから、しからばその団体はいかなる団体であるか、さういふ私の質問になつたわけですか。法務総裁はさうお考えになつておられますか。私の質問は、明白にして差迫つた具体的危険が存在する場合に、この言論の自由を規制するのはほんとうであるかという質問に対して、法務総裁はさうお答えに

して、法務総裁はさうお答えになつた。しからばこの法案を提案するに至りました理由として、明白にして差迫つた危険のある団体が現存しておることにならなければならぬ。今特審局長の説明によつても、相当疑うに足る団体が存在しておるといふ答弁であるから、あなたもそのお考えでこの法案を出されたのであるかどうか、その点を法務総裁として御答弁願いたい。

○木村國務大臣 現在の差迫つた危険のあることは、さういふお手元に出した資料によつて、きわめて明白であります。さうしてさういふ疑い十分に行うべき団体のあることの疑いは十分にあるのであります。

○吉河政府委員 お答えいたします。本法案を立案する根拠といたしましては、現下の事態につきましては、昨日の御説明で、政府といたしましては十分であると考えております。具体的に団体存在、その内容、活動一切を立証する必要はないものと考えております。

○猪俣委員 あなたの答弁はなほだ国会を侮辱しておる。政府がさういふ団体があると認定しておつたならば、委員の質問に対して答弁しなければならぬ。答弁する必要はないとはさういふわけだ。何か答弁するにさういふさしさわりのあるから、いましばらく待つていただきたいということならわかるが、答弁する必要がないということとがどこにある。さういふ態度だからいかぬ。

○吉河政府委員 昨日来御説明いたしました通り、疑いを深めておるのであります。その疑いに基いて調査をし

りまして、その疑いに基いて調査をし

○猪俣委員 その団体の名前を出せないのか、出せるのか。

○吉河政府委員 お答えいたします。この法案に

○猪俣委員 さうすると、この法案に

○木村國務大臣 お答えいたします。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

○猪俣委員 そうすると、この法案に

○木村國務大臣 お答えいたします。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

○猪俣委員 それでは法務総裁に、質問の順序を飛ばしまして、民主主義政治の行われておる国家に、政治活動というものは有害であると考えられるかどうか、御答弁願いたい。

確信しております。いわゆる国民の多数の意見に基いて議会を通じて行われ、これが民主政治の建前であり、そのもとにおいて政治活動の活発なることを私はこいねがつておるのであります。しかるに政治上の目的のために政治活動をするのに騒擾したり、あるいは汽車を転覆させたり、放火をしたりするということは、これは民主国家において断じて排撃しなければならぬと私は考えております。かような犯罪は治安の面から見て、特に考慮すべきのみならず、政治上の見地からも、これは普通の犯罪よりも特に取扱いべきものであらうと私は考えております。

○猪俣委員 それだからこの法案は一般言論を抑圧するのみならず、反対党弾圧のために使われるという疑いが持たれるのであります。あなた方は真なりとした政治上の意見と、共産党が真なりとした政治上の意見は、どちらが真であるか神様が審判するよりわからない場合もある。もちろん破壊行動をやるといふことに対しては賛成いたしませんけれども、直接に火をつけたり、直接に騒擾をしたりする者だけを罰するのじやない、この予備、陰謀、教唆、扇動、あらゆるナチスの擴張正犯論に類したような理論から、かような立案をされておることは明らかである。そこでその扇動とか教唆とかいふようなことを認定するものは、政治機関であるがゆえに、反対党弾圧のためにいかようにもこれを取上げられる場合においては、非常に反対党の弾圧に使われるおそれがあるのであります。かような疑いを持たれるところの條項を置いておく、そうしてそれは政治上

の主義または施策を推進するというような言葉で表現されておるといふことは、私はさういふ扇動とか教唆とかいふようなことまで処罰する趣旨から考へて、はなはだこれは反対党の弾圧に使われるおそれが十二分にあると考へる。その意味において私はなお最後にお尋ねします。

○木村國務大臣 反対党を弾圧するよるなことは断じてないといふは確信します。

○佐瀬委員 猪俣君の質疑は、申合せの時間が経過しておりますから、各論の際になお継続願うことにします。

○世耕委員 簡単に数点お尋ねいたします。まず最初にお尋ねいたしたいのは、労働者の経済ストから政治ストに転入して、さらにそれが暴動化する危険性が各国にあるのでありますが、さような場合の見解並びに取締り方針に對して、どういふところに基本を置くか、どういふところに根拠を置くかといふこと、ごく基本的なお考えを承つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 まことに御質問の通りだと思ひます。しかしこの法案で規制せんとする対象は、かような行為を団体活動として行つた団体の意思決定に基いて、その意思を実現するために行つた場合に、その団体が規制される

のでありまして、偶発的に個々の人々が騒擾を起したような場合に、よしんばその中に構成員が入つておりましたものでありまして、一般刑法その他の刑罰法令をもつて個々の個人を取締るのであります。

○世耕委員 昨日来吉河局長から、最近における破壊活動は、きわめて巧妙な作戦と行動に移つておるといふことを御説明があつたように私は記憶いたしております。必ず今後の作戦は、こゝろをより明らかでありませう。ことにこの法案の内容を見まして、今のよるな例を申し上げますと、むしろ結果よりも防止といふことが大切ではないか、發生の原因を衝くことが大切ではないか、かように私は考へるのであります。もしその暴動の内容が成功したとするならば、取締りと思つていた人が逆に取締られるよるな結果になるといふことも想像できるのであります。

この点に對してはよほど考慮を拂つておきたいといふ希望をつけ加えておきます。

次にお尋ねいたしたいのは、これは先ほど共産党の田中君からも質問があつたと思ひますが、ある意味において私は同感の意を表したいことがありませう。それはなぜかと申しますと、共産革命なりあるいは暴力革命を誘発する原因といふものがいふもなくてはいけぬと思ひます。ただ扇動あるいは教唆に乗り得る、扇動に乗り得る何かそこに客觀的情勢がなければならぬ。一例を申しますならば、政治的の貧困、あるいは国民が知らうとするこ

とも知らず、秘密主義に行われておる、かようなことが扇動家の手段に乗り得る、大衆は多くの場合無知だから、こゝろが考へられるのであります。それで先ほど来御説明がありました、たとえば税務署の襲撃があり、なぜ税務署を襲撃するのだから、ずいぶんおかしな話ですけれども、今朝ほど私の手元に届いた資料を申し上げますと、ずいぶん税務署が苛酷な税金の取立てをいたしておられます。しかもその取立ての方法が、きわめて無慈悲な処置をとつておるといふことがわかれる。これは一例ですから、長いこと申し上げるのは差控えませんが、これは京都市の事件であります。

わすか四百円の税金であります、取立てられる本人は戦争未亡人でありませう。その取立てにあつた、もし税務官吏が来て、本人がいな場合には、警察官が立会いの上で差押をするから、さういふ心得るといふ通知を出しておる。これは一つの例なんです。もう一つの例は、東京都下において、けさ私の手元に集まつた資料であります、税務官吏が宿屋にとまつて丹前がけで、芸者をかかえて酒を飲んだ。そこへ納税者を呼びつけて、おれの言通り額を納めなかつたらすく差押をするぞといつておられます。あるいは非常に大きくなつておられます。あるいは非常に困難の結果、納税の義務が果せないといふ実情にあるにもかかわらず、無慈悲にその家庭の家具まで強制執行を行つておられる。この無慈悲なやり方かやがて暴力革命の原因となるといふことは、われわれが察しなくちやならぬ。今日税務署を襲撃する者は必ずしも共産主義思想あるいは過激思想を持

つた者ばかりじやないのです。善良な民衆の憤憤がそこに現われて来たものとわれわれは一応見なければならぬのじやないかと思ふ。その通り「税務官吏に言わたる」と代議士がこゝろがよるな苛酷な税を取立てるよるな方針をきめたんで、おれらの責任じやない、かように言うのが普通であります。しかしながらわれわれが議會に入りましたら、税率については公平な算定を割出すよるには指示、決定をいたしますけれども、税額については税務官吏がその現場において調査するのだから、むしろ大きな役割は現場に當る税務官吏の責任が大きな原因をなすものと思ふのであります。かような点の欠陥をよく是正しなければ、いかに破壊活動防止法案が通過いたしたとしても効果がないんじやないか、だから暴動あるいは破壊活動の結果から見ると、むしろ原因を十分追究して、さうして善処されたいといふことを私は申し上げたい。これは適當な言葉でないかも知れませんが、女房がヒステリーを起す、さうして不逞の亭主に危害を加えた、かような場合を想像してみますと女のくせにけしからぬ、亭主に危害を加えるなんといふことは不逞きわまるものだ、こゝろ往々にして結論をする。ところがおとなしい女房がヒステリーを起して、犯すべからざる亭主に危害を加えるといつた場合に、その原因はだれにあるかといふことになれば、亭主が悪いといふことになる。さうな場合に往々にしてこれは亭主じやなくて、むしろ女房のヒステリーに責任を負わせるといふ行き方が、このわれわれの政治の上にもあるのではないか、われわれは大いに反省しな

ければならないのじやないか。私は共産主義者——して日本の共産党とは言いませんが、共産主義者は社会における一種の下剤のようなもので、ある場合においては共産主義思想の存在は必要な場合がある。それは不健康な場合で、健康な場合には下剤を飲む必要はなからうと思う。かような観点から見まして、特に税務署はなぜ放火されたか、なぜ襲撃を受けたか、なぜ民衆の保護者であり、味方である警察が攻撃を受けるのかというその原因をよくきわめて、結果を結論づけるといふことを考えていたのだというところを特にここに主張しておきたいのであります。特に税関係におきましては、最近はいくつ実例が京都の方からも出ておりますが、いわゆる地方の公吏がかなり各方面で市民税を濫用しておる、こういうことが陳情に出ております。あるいは交際費と称しあるいはその他の社交費と称して数百万を濫費して、それが告訴されたらなつておる。これが私の手元に届いておる。一方においては戦争未亡人がわずかに四百円の納税の義務を果せないからというので、警察が立ち会つて差押えするぞという、かような手紙をくつつけて出すというふうな、まことに無情きわまる、むしろ冷酷な政治が行われておるといふことなんです。これを是正しなければ私は破壊活動防止のほんとうの効果はあげ得られないのであらうというところをここに特に強調して、政府当局の反省を促したいと思つておる。

も処罰する前輿論の喚起が必要である、輿論の善導が必要ではないか、こういうことに対して本案に対する付随事項として御計画があるかどうか。どうも再準備がいいのか悪いのか、またやつておるのかやつてないのか、国民は一向にわからぬ。あるいはまた共産主義がいいのか悪いのか、ソビエトと手を握つてやるのがいいのか、それとも今後アメリカと緊密な連絡をしていくのかどうか。先ほどの田中君の話によると、世界はもう共産主義の思想あるいは同盟国に半分なつておる、そつちの方がよいようにも説かれておつたのであります。国民もそういうことを言われるとさういふふうになる。權威ある共産党の諸君が言われるのだから、ついでそれにつら込まれて来る。ところが政府はこれについて何にも言わぬ。ラジオ、文書あるいは講演等において国民はかかあるべきだということの指導をする必要はないにしても、世界の動き、国内の状況等を親切丁寧に内容を発表するだけの義務があるのじやないかと私は思う。この点についてのお心構えはいかがでありますか。

○木村國務大臣 世耕君の仰せのことばはまことにごもつともであります。政府においても少し世界情勢を言論によつて明らかにしたらよからうということでありまして、これから政府も大いに国民に国内の一般情勢なり国際情勢なりを周知せしめるように努力いたします。

○佐瀬委員長 世耕君、なお国警長官も出席されておりますから、質疑を続行願います。

予算関係はどれくらい使われるか、またそれに対する人的方面的関係はどうか、またその人数について伺いたい。結局かような重大な法律を施行することについてはその主任者の人格ということが非常に大切なことと思つておる。おそろくもう人選が整つておるものと思つておる。きょうの説明書の中には学識経験者をもつてこれに充てるということを言うておられますが、従来の学識経験者というものは古者ばかりのような感じがしていけなかつたのです。大勢を知り、そして政治的見識と学識とを備えた人を選ぶことはなかなか容易なことではなからうと思つておる。一応その辺についての抱負を承ればついでと思つておる。

○木村國務大臣 委員長の人選につきましては、先日來申述べた通りであります。これは最も有能な識者を選任したいと思つておる。その方面は言論界、労働関係界、宗教関係、法曹関係、実業関係、これらから選びたい、こう考へておる。現在国家公安委員の五人の方は、それぞれ今申し上げたような方面から選任しておるのであります。いづれもりつばな方で、世間の信用はもろろんのこと、実際の事務においても堪能な方で、私は実に感謝しておる次第であります。待遇は認証官をもつて充てたい、こう考へておる。

○吉河政府委員 公安調査庁の人員につきましても、現在の行政機構簡素化の線に沿ひまして、必要最小限度の増員にとどめたい、約五百名程度の増員にとどめたいと思つておる。まだ

予算の金額その他は決定されておる。せんが、大体その程度にとどめたいと思つておる。

○世耕委員 予算はまだつきりしないというんだが、予算がつきりしないでこういうことを御計画になつても、どうも空論に終るようないか。もう一度だけだかなければならぬ。もう一度これまでに例がよくあるんです。各委員会あるいは組織等について、活動の徹底を欠いておるじやないかとつとむと、予算が足りませんので仕事ができないと言ふ。これはいかにりつばな法律ができておる。予算がなかつたら動かないということになつたら、むしろこんな問題になる法案を出さないで、国警方面の御協力を得て既存の組織を活用した方がいいだらう、国警の方でも、金をまわして、その方でもやらしたいじやないかというところもできる。なお特審局は今度いらなくなるのですか——特審局は相当働いたはずなんです。いらないとすれば、これをどこかへ持つて行かなければならぬことになつておる。この点について、こういうものを新たにこしらへなければならぬいゆえんはまだ聞いておる。国警当局といつたしまして、こういうことはぜひ必要なか、あつた方がいいのか、かえつて屋上屋を重ねて捜査活動について不便が起きやしないかということに杞憂になるのですか、この点について国警長官の御意見を承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 本法案が成立いたしました場合には、これを執行いたします事務部局として、ただいま提案になつております公安調査庁とい

つたようなものが必要であるかどうかというお尋ねだと承りますが、本法の犯罪にかかると承りますが、それぞれ犯罪の捜査機関において行つておる。本法案のうちで団体規制等行政措置にまつものがあるわけでありまして、この分につきましては捜査関係の機関では処理することが必ずしも適当ではないかと考へますので、行政措置をいたしますに必要調査をし、またその措置をする公安審査委員会という機関は、この法案を施行する上には必要であらうと考へておる。私には必要であらうと考へておる。しかしこれらの機関と捜査機関とは絶えず密接なる連絡をとらなければならぬことはもちろんでございまして、これは運営によりましてその万全を期したい、また期し得るであらうと考へておる次第であります。

○世耕委員 非常に徹底を要することであり、しかも機密を要することが、今度のこの法案の活動上必要だと思つておる。それには今長官のおつしやつたように、双方の緊密な連絡が必要だと思つておる。たとえはどじよすくい例を見ますと、今まさにどじよすきをすくおうとするときに近所ではたつたつたら、すくおうとしたどじよすきは逃げてしまふ。権限を持たないものがそばで騒ぐために、せつかつかまると犯人が逃げてしまふという例がある。こういう点について心配ないか——私はあると思ふ。また国警長官は他の省との関係上遠慮をして、腹の中を思つてないようなことを説明しているんじゃないかと思つておる。もしそういうことがあればなほ遺憾です。もつとあつさりという点については絶対に憂いがないとあなたがい

○木村國務大臣 ただいまの世耕君の御意見によりますと、東大は赤の拠点である、早く手入れをしたらいいのではないかと、早う承られるのであります。これは参議院の文部委員会でも衆議院の文部委員会でも取上げられた問題であります。いわゆる学校の自治とにらみ合せての問題であります。私はどこまでも学校の自治、学問の自由というものは尊重して行かなければならぬという考えを持っております。ただ一部の破壊分子によつて、その大学の自治が破壊されるということになりますと、大学がみずからその自治権を放棄するものである。大学の当局者といたしましては、これについて十分対処してもらわなければならぬ。これが対処できぬということであれば、いわゆる大学みずから自治権を放棄するのであるから、これはもう自治権をもつて主張することは大学としてはできないのであるから、何としても相当の手入れをしなければならぬということになるのであります。最近矢内原学長は相当の決意をもつて、これらの事柄に善処いたしておられるようでありませぬ。おそれなく私は相当の効果を上げるということを期待しております。全部の学校につきましても、各学校当局が相当の決意をもつてこのような問題に対処しておられるようでありますから、われわれはしばらくそれを静観して参りたい、こう考えております。

○世耕委員 一部分だから心配はない、そして自治的にこれをした。これはごもつともな話です。自治的にできればけっこうです。自治的にできればけっこうだが、近來の大学の組織から言つて、自治がえつて下部組織によつて自由になされております。神聖な自治ということが確立できません。この点は法務総裁よくお氣にとめておいていただきたい。私は必ずしも東大の大学の一つや二つ赤で騒いだからといって大したことはないと思つております。その眼中にも置いておりませんが、全国的な今日の活動が開始されておるといふ現状から特にやかましく言うのです。

○木村國務大臣 今吉河局長から答弁した通りです。この法案のみによつて国家社会の基本秩序を破壊するような破壊活動の危険を防止しようと考えているのはございませぬ。その防止に寄與貢獻することを目的に、この法案を立案したのでございまして、あらゆる国家の施策及び治安関係機関その他の諸機関との協力のもとに、破壊活動の防止についてはでき得る限りの措置を講じて行きたいと考えております。

○世耕委員 今の例の場合、どういふふうにつながります。たとえ外国から電波をもつて大いに国内騒亂の作戦を立てる、デマ放送をやる、あるいは第三国人が、あるいは外国人が潜入してこの法律にひつかからないような活動を開始して大きな原因をつくつたという場合は、どういふ対策を立てるか、これは決して私にはよい質問じゃないと思つております。

○吉河政府委員 この法案におきましては団体規制の対象としております。さような団体が国内にありませぬ場合は、やはり適用せざるを得ないかと考えております。

○世耕委員 この法律の中に、もしそういう暴力革命をやるうとすれば抜け穴はいくらでもある。その抜け穴をどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。またそこをどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。

○世耕委員 吉河局長はよくよく法務総裁からひとつお聞きしたい。法務総裁は法律家だからこういう点をどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。

○世耕委員 吉河局長はよくよく法務総裁からひとつお聞きしたい。法務総裁は法律家だからこういう点をどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。

○世耕委員 吉河局長はよくよく法務総裁からひとつお聞きしたい。法務総裁は法律家だからこういう点をどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。

○世耕委員 吉河局長はよくよく法務総裁からひとつお聞きしたい。法務総裁は法律家だからこういう点をどういふふうにかぎりますか。また次に足りないところを追加して法律を出すつもりですか。抜け穴がある場合に防止方法はどうかというふうにして対策を立てるかというところは考えておいていいと思つておられますか。

きたこと、もう一つはさような方面が結局原因をなして、暴力革命の一つの温床になるということに特に力説して私の総括質問を終らしていただきます。

○佐瀬委員長 佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 第一に、破壊活動防止法を提出いたします根拠について承りたいと思つて、この点はすでに前の委員から論ぜられたのでありますけれども、満足することができませんので、さらにお尋ねをいたしておきたいと存じます。

本法案を提出するについては、政府としては明白にして危険な事態が現在存在すること、また現行法規では、これを取締ることが絶対に不可能であること、これを立証する義務があると考へます。米国においても、スマス法、マツカラン法等の審議にあつて、真剣にこの点の討議が行われております。

まず第一に、明白にして危険な事態が現在存在するかどうかという点であります。吉河特審局長は、昨日資料に基いて、破壊活動の大要、事件数、破壊行為の手段、用具、攻撃目標、闘争の状況等を説明なさいました。これは抽象的な説明であつて、明白にして危険な事態が現在存在することを証明されたものとはいふことはできません。次いで政治的、組織的な軍事行動、武装蜂起等、暴力革命の企図を明らかにいたしました不穩文書の内容を提示されましたが、これはいかなる団体の組織活動に関するものであるかを明らかにせられなかつたのであります。さらにまた個々の暴力的活動の事例をあげられたが、これもまたいかなる

る団体の行動であるかを明らかにいたしません、かつ継続的に反復して将来さらに団体活動として暴力的破壊活動を行う明らかなおそれのあることを認むるに足る根拠は、何らこれを示されなかつたのであります。特審局長の説は、全体として何々と伝えるとか、何々が結成されたと思はれるとか、何々と疑はれるというふうな、主観的推測をほしつておられるのであります。かゝる「こうした破壊活動は共産党の活動と見るか」との問いに對し、「極力調査研究中であるが、まだ結論に達してはいない」旨をお答えになりました。よつてその責任の帰着点を明確にされなかつたのであります。この程度では、私どもはとうてい満足するわけには参りません。米国におけるマツカラン法の審議等においては、具体的にしかも明白に現在危険の存在をいたしておられることを、明確にする質疑応答が行われておるのであります。よつて局長の説明では満足いたしたいのであります。

○木村國務大臣 これは逐條審議の際に申し上げたいと思つて、佐竹委員も御承知の通り、全国各所において、あるいは職務上の機打ち、警察署に對する襲撃、その他不祥事件がしばしば起つておられることは、明白なる事実であります。しこうしてその行いつつある人間、また行つた人間が、どういふ党派に属しておられる人間であるかといふことも、明白であるのであります。また昨朝お示ししました各文書によりまして、相当治安の面から見て

明白かつ現実的な面が現れておると私は考へております。しこうして、さきに局長が、これは日本共産党の關係があるかどうかという問いに對して、いまだ確証は得ていない、こゝういふことも、これも私は事実であると思へます。しかしこの法案の目的とするところは、いかなる団体にしろ、さような暴力的破壊活動を行わんとするものを規制するものでありますから、的確にこの団体がどういふことが明らかにならずとも、某団体、疑うべき団体が、明白かつ危険な行動に出る危険があるんだといふことを明らかにすれば、私は御了承を得られるものと考へておるのであります。前もつて申し上げました通り、現在各地におけるところの不穩な行動と、昨日提示いたしました各種の不穩文書とを綜合考へいたしました各々、おおよそ現実的な危険が差迫つておるといふことは、御了承になるものと、私はこゝう考へております。

○佐竹(晴)委員 病源をつくことなしに、病氣をなほすことはできません。どういふことかわからぬが、皮膚にぶつぶつできものが出たという、その現れた現象のみを見て、それに薬を塗つただけで病源を断つわけには参りません。私もその根源をなす団体がいかなるものであるかということについては、政府はつきりこれを握つておると考へます。しかしおつしやならければ何か理由があるでございませうから、後日これをたゞすことになつたしまして、さらにこの現実の危険といふことは、これのみではないと思つて、一昨日法務総裁は、鑑治委員の質問に對して、暴力的破壊活動は国民生活の安定を欠くことから来るもの

あることは認めるが、それ以外にも外部から来る原因のあることを認めなければならぬ旨をお答えになりました。これは、本問題は單なる国内問題にとどまらず、自由、共産の二大陣營の対立という逼迫せる世界情勢と一連の關係にある國際的侵略の素質を有する破壊活動のあることを肯定されたものと思われまふ。日米安全保障條約について見ても、「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、よるを鎮圧するため」という規定がございまして、外部よりの影響で内乱騒擾の起ることが、すでに政府提案の法律によつて想定されております。日本政府といつても、日米安全保障條約の国内版をつくらうとする意図のもとに、一生懸命御検討なさつておりましたこともよくわかります。かゝり考へて参りますときに、日本の治定に對する國際的侵略から来る不安は、本案審議に當つてまことに重要な關係であると存じます。よつてこの外部から来るところの明白にして危険な事態がどういつたものであるか、これを具体的に明白にされたいと考へます。

○吉河政府委員 詳細な点につきましては、後日さらに資料をまとめて御報告いたしたいと思つて、外国からの各種の影響がありまして、わが国内におきまして、現実にかような破壊的な団体が動くという場合におきまして、この破壊的団体に規制を加えるといふのが、本法案の建前になつておるわけでありませう。

○佐竹(晴)委員 國際的侵略から来る不安については、後日とおつしやいませうから、他日を期して承ることにいたします。この法案の提案理由には「平和條約の効力の發生後の事態にかんがみ」とございませうが、條約の効力發生前と發生後との間に、治安の現情にいかなる変化を生じ、またその取締り法規にどのような相違を來すものであるか。この問題を明らかにされたいと思つて、そのうち、まず平和條約効力の前とあとで、治安の現情にいかなる変化を來すものであるか。しかもそれは予測でなしに、現に存する明白なる危険事態について、一点の疑いを入るる余地のないまでにここに明白にされんことを望みます。

○吉河政府委員 御質問にお答えいたします。講和條約が効力を發生したあかつきにおきましては、国内の治安はよろんわれ、國民の力によつて守られなければならないと考へるわけでありませう。従つて、これに必要な所要の法的措置を講じなければならぬと考へる次第でありまして、これがこの法案を提出した理由であります。

○佐竹(晴)委員 問に對して何のお答えもありません。講和條約の効力の發生前と發生後とにおいて、治安の現情にいかなる相違を來すものというお見通しであるか。これはお答えになれなければ後日承りますが、それだけのことはお答えになれぬことにはなからうと思つておられます。

○吉河政府委員 昨日も御説明申し上げました通り、現下の治安事態、特に暴力主義的破壊活動はますます激化する徴候を持つといふふうに考へて、これに對処したいと考へておるわけでございます。

○佐竹(晴)委員 お尋ねしようとするのは、講和條約を中心にしての問題であります。提案理由の説明書に、「講和條約の効力発生後の事態にかんがみ」とあるから、講和條約発生後においていかなる事態が生ずるか。その効力発生前は一休どのような状態であつたのか。発生後にはどうなるのか。この提案理由の説明の内容を承りたいのである。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。講和條約の効力発生前におきましては、わが国は占領軍の管理下に置かれておるわけでありまして、占領軍は日本管理の必要から各種の指令を出され、また要求をされて、各種の法令が整備されておるのであります。これらの法令のうち、日本の国内の治安確保に役立つ各種の法令があるのをごいしますが、これが條約の効力発生と同時に早晩失効されなければならぬという事態に立ち至るのであります。その後におきましては、あくまで国内法をもつてこの治安に当らなければならぬ。特に日本の現在の国内法をもつてしましては、暴力主義的破壊活動を行う破壊的団体の危険に対しましては、何らの規制を加えることもできないという事態であります。これがこの法案を提出した理由であります。

○佐竹(晴)委員 現在、しからばいかなる取締り法規があつて、それから占領政策のためにいかなる政令その他のものがあつて、この状態においては治安を押しつけておるが、発効後においてはどれだけの法規がはたされて、いかなる危険が出るかということをお明らかにしなければ、これにとつてかわる破壊活動防止法の必要というものが

どのように生れて来るかということをお判断することができません。よつて講和発効後における取締り法規の状態と、その以前との関係の比較をここに承りたいと考えます。

○吉河政府委員 御質問にお答えします。この法案は、占領軍の管理法令をそのまま移そうという建前で立案されたものではございません。あくまで日本憲法のもとにおきまして必要最小限度の治安立法をしたわけでございまして、占領軍の管理法令といたしましては、団体等規正令、並びに公職追放令、占領目的阻害行為処罰令、それから占領軍の指令といたしましては、「アカハタ」後継紙、同類紙の無期限発行停止の指令というものが主なるものであります。

○佐竹(晴)委員 次いで第二に承りたいのは、これは法務総裁に承りたいと存じますが、現行法では絶対に取締ることが不可能であるかどうか。現行法では絶対に不可能であるというためには、現在の司法及び警察の機能と運営とを刷新し、刑法及びその他の現行法規を百パーセント活用いたしまして取締りができないということではなればなりません。はたしてそうであるかどうか。私どもの考えるところによれば、先ほどこの点世耕君も言つておりましたが、私どもは、建設的意見といつたが、私どもは、別にこういふ法案を出さぬでも、講和後の治安を確保するに十分ではないかと考える点は、まず治安攪乱行為の刑罰を一般に知らしめる。破壊行為を非難する世論を喚起する。次いで労組、青年団、婦人団体その他による民間自警の意識を高揚して、部落、学校、職場等にお

けるところの防衛組織を促進する。刑法、刑罰法の改正でこれを補う。司法官憲の志気を刷新して、あくまでも手続法の民主的運営を維持しつつ、警察機構及び活動を有効かつ能率的なものにならしめる。この方法を講ずれば、われわれの考えるところでは、治安を確保するには決して不可能ではないと存じますが、これでも絶対に不可能であると言われるかどうか、これを法務総裁から承りたいと存じます。

○木村國務大臣 お答えいたします。刑法をもつてこれを押えることができないのかどうかという点であります。御承知の通り刑法は個人に対する犯罪の処罰規定であります。本法案の目的とするところは、いわゆる暴力的破壊活動を行い、行わんとするところの団体を規制して行こうとするものであります。いわゆる行政措置によつてこれらの団体を規制して行く。なお一面において刑法ではまかない得ない点を補正したのであります。それは主たる点は扇動であります。あるいは内乱を扇動し、あるいは騒擾を扇動し、放火を扇動し、殺人を扇動するというような、ごく危険中の危険な行為を補正いたした次第であります。刑法では特に団体の規制ということにはまかない得ない、その点をわれわれはこの法案によつて補わんとする次第であります。

なおただいまこれを扱つていけるか、御意見があつたのであります。治安の確保の点についての御注意などがあつたのであります。私は、ごもつともだと思つております。私思ふに、日本の治安の確保は、日本人がみずからの手によつて守るといふ意識が一番必要であらうと考えております。それ

については、各労組の中においても、各部落の中においても、各学校の中においても、いずれも自分らの手によつて日本の治安を守らうという意識の高揚に努めたいと考えております。ことに今自警団の組織ということをお仰せになりましたが、私はごく賛成であります。今後の日本の治安は外国の手によるべきものではない。日本人は日本人みずからの手によつて守つて行くのだ、この精神と態勢とをせよとも整えて行きたいと考えております。

佐竹君の仰せになりましたそれらの点については、私は双手をあげて賛成いたします。どうか佐竹君もその点について大いに御盡力をこの機会にお願いしたいと思います。

○佐竹(晴)委員 刑法における扇動の問題については、逐條審議の際に私は掘り下げて伺いたいと存じますが、かのごとき扇動行為等は、ただいま私の申し上げました建設的意見を十分活用することによつて自然に押えることができる。たとえば共産党なら共産党が扇動行為による政治運動をするならば、政治運動には政治運動をもつて対抗すればいい。向うが中核自衛隊をつくるならば、こちらにもまた防衛自衛隊をつくれればいいのだ。何も政府がはなはだ怪しげな扇動などという文字を用いて、権力をもつて押えようなどとしておるのであります。しかしこれはあとでまたゆつくり承ることにいたしまして、ともかく今回の破壊法をつくることによつて、講和後における治安態勢が確立されるのだというお見通しのもとにこの法案をお出しになつておるようであります。それなら、今回の

法案が成立いたしましたならば、一体どれだけのことが期待できるでありましょう。占領政策中は、日本の治安対策の上に米軍が控えていてその全きを得ましたことは、先ほどお尋ねいたしました。占領政策中における法規關係を明らかにしていただきましたことでもわかります。昭和二十二年の二月一日のストに際しては、そのゼネストと禁止に関するマツカーサー元帥の指令、二十五年には「アカハタ」発行停止に関するマツカーサー書簡、同年、集会デモ制限に関するウィロビー氏の書簡等でやつて参りましたが、今後はそれは一切なくなつてしまひましょう。そういういつたなくなるものを補うのに今回の破壊法が十分であると考へられましようか、この点を承りたい。

○吉河政府委員 お答えいたします。講和後の治安確保に寄與貢献するため立案されたものであります。この法案のみをもつて治安確保ができることは考へておりません。

○佐竹(晴)委員 それはまつたく言ひのがれであります。本法案は、後でも申し上げますごとく、同法規からだんだん改正されてここに至つています。これが講和後における治安を維持する根幹法であることは間違いない。よつて私は、この法律をつくることによつていかなるものをもたらすかということをおわれわれに懇切丁寧に示されません限り、私どもはこれに賛成するに由がない。一体政府当局のねらつておられるのは、一言に言へば、おそらく地下日共でしょう。しかし地下へもぐつて日共をこの破壊活動防止法によつて取締ることができましようか。おそらくこの法律ができません。地下

日共の人々をただ一人でもここに連れ
て来ることはできぬでしょう。この法
律の目標とするところの地下日共を何
ら取締ることができないで、かえつて
先ほど言うところの扇動などという怪
しげな文字を用いて、善良なる一般国
民を苦しめるといつたような結果にな
ることを一般は憂えておる。この法律
をつくることによつて一体どれだけの
効果をもたらし、そして目標とする
ところの目的をどれだけ達成すること
ができるか。これは必ず当局といたしま
してこの委員会に明確になされなけれ
ばならぬ事項であると私は存じます。
いま一応この点を承りたい。

○木村国務大臣 佐竹委員の御質問の
要旨は、この法案をもつてしては、地
下にもぐつた日共を捕捉することがで
きないであろうということでありま
す。われ／＼の方は、もちろん、地下
の日共を完全に捕捉できるかできない
かということは、この法案の実施をま
たなければわからぬと考えておりま
す。要はこの法案の趣旨であります。
繰返して申し述べたごとく、いやしく
も暴力をもつて日本の基本的秩序を乱
さんとするいかなる団体をもこれにお
いて捕捉しようとするのであります。
従つてわれ／＼の目的とするところは、
この法案によつて日本の治安を維持し
ようとするのであります。一日共を
対象とするものではないのでありま
す。しかし今日暴力的破壊活動を一
行いつつあるのは何人であるかとい
うことを申し上げれば、日本共産党に属
する人たちであります。今日われ／＼
のところ集まつた資料によりまし
て、破壊活動が行われている事実、こ
れは何人によつて行われているかとい

うことは、大よそ想像がつくのであり
ます。そこでこの法案によつてそうい
うものを取締られるかどうかというこ
とは、われ／＼は確信をもつて取締り得
るものと考えているのであります。し
かしこれは後日のことでありまして、
から、実施のあかつきをみなければわか
りませんが、われ／＼はそういう確信
を持つておる。さうして考へておるの
であります。しこうしてこの法案によ
つて善良なる者がやややともすると迷惑
をこうむるじやないかという佐竹委員
の仰せであります。この法案の趣旨
とするところは、今申し上げましたよ
うな点にはかならないのでありまし
て、いやしくも善良なる国民の活動にお
いてはいささかもさような憂いのない
ように私は処置をして行く考へであり
ます。御懸念の点については、十分に
あなたの御意見を伺つて逐條審議の際
に申し上げたい、こう考へておりま
す。

○佐竹晴明委員 本案で最も問題とな
るのは、一部少数の団体の暴力主義的
破壊活動を取締ろうとするために、一
般的な言論の自由や組合の活動を抑圧
するような結果になるのではないかと
いう点であります。政府は昔の弾圧法
とは違ふんだ、今回の法案では全然そ
のような心配がない、かように語をき
わめて説明をなさつておられますけれ
ども、依然としてその危険の念を解消し
得ないのは何ゆゑでありませうか。
政府当局の主観はどうかありませうと
も、本案の條文そのものの客観的内
容がいかにいかにでも擴張解釈のできる
余地があつて、憲法の保障する基本的
人権を侵害するおそれが十分に現われ
ておるからであります。今ここに一、

二の例をもつてお尋ねを申し上げてみ
ましよう。
まず本案の第三條第一項一号の内乱
罪についてこれを見ますのに、内乱
罪には朝憲案となつておる。さうし
て先ほどの特審局長のお答えによる
と、朝憲案とは国家統治の基本的組
織を破壊することにある。従つて單に
政府打倒とかいつたようなことは含ま
れておらず、制度そのものの廃止をい
うのであるということをお説明になり
ました。それなら天皇制廃止を叫び、
国会の二院制度廃止を叫んで演説会を
やるというたします。時たま／＼これに
反対する者があつて騒動を生じたとい
たします。しこうして騒動となつたとい
たします。本案第三條に該当しない
でありますか。

○吉河政府委員 お尋ねにお答えいた
します。御質問のように、偶発的な事
態として騒擾が起きたというような場
合におきましては、団体の活動とは認
められませんが、該当しないと存じ
ます。
○佐竹(晴)委員 本案を見てみますの
に、偶然に起つたことを処罰しないと
いう明確な文字は一字も使つておりま
せん。偶発することであろうが、あら
かじめ計画したことであろうが、いや
しくも内乱なり朝憲案に相当する事
項について破壊的活動、すなわち暴力
行動が起つたときはこれに該当すると
書いてある。特審局長がいかにおつ
しやいませうとも、検事がこれを起
訴いたしましたならば、おそれなく裁判
所はあなたの今日御説明になつた独自
の見解に反して判決を下すのでありま
す。従つて裁判にかけられるおそれ
がないとどうしていわれませうか。

かようなおそれがあるがごときかよう
な法案を出すことによつて、国民一般
的な言論と正常なる組合運動が押えら
れるというその不安を国民は除去され
たいと叫んでおる。
内乱罪についてはこの程度にいたし
まして、それなら第三條第一項二号の
「政治上の主義若しくは施策を推進し、
支持し、又はこれに反対するため、左
に掲げる行為の一をなすこと。イ、刑
法第六條(騒擾)に規定する行為」リ、
警察官に対する公務執行妨害に関する
行為、又、右行為の「予備、陰謀、教
唆、又はせん動をなすこと」とありま
すが、市民が電氣料値上げ反対の市民
大会を開きます。ところが警官が不当
にこれを押えようといたします。よつ
て市民は断固これと抗争いたしまし
た。よつて警察官に反抗したというの
で、第三條第一項二号に書いてある公務
執行妨害と見られたといたします。ま
た新聞その他の言論機関が値上げ絶対
反対を強調したといたします。そうす
ると騒擾ないし扇動行為といたしまし
て、破壊活動と見られるおそれはない
でありますか。すなわち第三條一
項二号の「政治上の主義若しくは施策
を推進し、支持し、又は反対するた
め、」に堂々と演説会を開いておる。そ
うしていけないというものに対してこ
ちらが対抗した。そうしたら騒擾を起
した。この場合は偶発的なものであり
ません。みずから計画したものです
る。たとえば私どもの政友会が主催のも
とで、電氣料値上げ絶対反対の旗を掲げ
てやつておる。警官がこれにやつて来
て解散を命じようとした。何をするか
不都合なということでも小せり合いな
つた。そして暴動となりあるいは騒擾

となつた。こういつたような問題がこ
とごとく破壊活動防止法に触れる事案
といたしまして、重く罰せられるよう
な結果になるおそれはないのでありま
す。
○吉河政府委員 御説明の場合につき
まして一々詳細にお答えできませんの
で、各條の際にあらためていろいろお
答えいたしたいと存じますが、第三條
の第一項二の立て方は、御承知の通り
刑法に規定する騒擾、暴行、殺人その
他の行為を政治上の目的として行ふこ
と並びに政治上の目的をもつてこれら
の行為を予備、陰謀、教唆、扇動する
行為といふものを規定しておるわけで
あります。これが団体の活動として行
われる場合にその団体を規制するとい
う建前になつておるに、団体の活
動として行われるためには、役員な
り構成員なりが団体の意思決定に基
いて、その意思の実現としてかような行
為をするという場合に限られると考へ
ておるわけであります。

○佐竹(晴)委員 御答弁によりまして
も、ただいま私のあげました例は何も
問題が起らないという御答弁であつた
とは、私は承ることができません。一
層危険の念を深めたのであります。こ
ういつたようなことがもし一般的に破
壊活動防止といつたようなことにな
ると、今度は新聞なんかいうつかり電氣
料金値上げ反対などということも書け
なくなるし、政点なんかおいても、
さういつたような演説会などは一切開
かれないということになる。私はさら
に進んでいま一つ承つておきたいの
は、ストライキにいたしましても、ま
た通常やつておられますミーチンにお
きまして、時にこれは暴行化するお

それのありますことは、これは普通皆さんがわかつておられます。従つてストライキを指導する者、メーデーを指導する者が、時にはある程度騒擾化することあることもこれは予見いたしておきます。刑法の故意が問題となるといひますならば、はつきりした故意すなわち認識があるといわなければなりません。暴行がある程度伴うことを承知でストライキを敢行し、メーデーを断行した、そうして政治上の主義政策推進に向つてやつたとする、その時起つた暴行も破壊行為だ、こういつたことになる、これではストライキの禁庄となり、メーデーも禁庄されることになるのではないでありましょうか、この点も承つておきたいと存じます。

○開政府委員 たいだいま具体的問題に入りまして、詳細の御説明は逐條のときに申し上げることといひます。まず結論的に電気料金の値上げの問題でございますが、これは法案の解釈といひましては、第三條第二号の「政治上の主義若しくは施策を推進し、」云々とあつて、現在の制度のもとにおける電気料金の値上げはこれに入らないものであると私どもは考へております。

次にお尋ねのような組合その他の問題につきましても、詳細なところは逐條のときに御説明いたしたいと思ひます。

○佐竹(晴)委員 各條審議のときにゆづり承ることにいたしませう。

第三に承りたいのは、この法案は、治安維持法の彈圧立法への足がかりとなりはしないか。治安維持法の危険のある立法ではないかという質疑応答は、昨日盛んに行われましたが、私の

尋ねたいのはそうではなくして、治安維持法の彈圧立法への足がかりとなりはしないかという点であります。政府は断じてそういうおそれのないことをほめのかしてあります。ことに今回の法律案では民主的に処理する方法を講じておるから、そのような心配は断じてない旨を答えておりますので、私のこの問いにもおのずから答えたことにならましよう。しかしそれでは満足いたしません。まず歴史の教訓についてわれわれはこれを考察しなければなりません。周知の通り治安維持法の前身は、大正十四年に制定された団体変更または私有財産制度の否認を目的とする結社組織を禁止するもので、共産主義や無政府主義団体の結成を禁止することに重点が置かれておりました。そしてその刑罰も最高が十年の懲役または禁錮となつておつたのであります。ところがその後昭和三年及び十六年の二回にわたつて改正されて、刑罰の対象であるところの行為の範圍も極端に擴大されて、今回の法案で心配されておりますところの扇動、宣伝などというところをも含めて罰することになりました。しこうして刑罰も新たに死刑と無期懲役が加えられ、そうして治安維持法違反事件の公訴は二審制度となり、弁護人も制限され、予防拘禁制度を設けられたのであります。

で、今回の破防法を見てみますと、その立案当時において治安維持法への復活が意圖されたことはきわめて歴然たるものであります。事実書き直されるところ二十数回、名称も、最初は国家公安保障法、次いで、団体等規正法、次いで特別保安法、次いで今回の破防法と、四回もかわつております。し

うしてその内容を見るのに、当初の構想では、憲法の保障する言論、集会、結社、居住の自由等、基本的人權を不当に侵害し、三權分立における行政權の優位、裁判における探証を制限するばかりでなく、罪刑法定主義を破壊して、封建的連坐制にまで及んで、きわめて峻烈なものであつたことは、これは否定ができません。しこうしてこの構想を練つたと同じ政党、同じ政府がこの法案を提出し、この立法化をはかつておるのでありますから、破防法はその第一段階であり、情勢次第ではさらに改悪をいたしまして、第二段階に進まないとなれが保障いたしました。現に政府内のある有力者は、このような法律案はどのような譲歩をしても最小限度において一度これを成立せしめなければならぬ。一旦橋頭堡を確保すれば、次の改正は楽なんだとおつしやつておるではありませんか。木村総裁御在任中は心配はないのであります。しかし木村総裁がいつまでも総裁の御職務についておられるとは考へられませんか。心配はその後のことであらう。ところがその後のことであるけれども、総裁がここに種をまかれた。他日これが芽を出し、だん／＼横に広がつて行かぬとたれが保障いたしました。その保障を総裁によつてここに與えられませんか。私どもは安心をいたしました。この法案に同意をいたすことができない。木村総裁が、自分考へておるから間違ひがないといかにおつしやつても、また間違つたら両鬢をそるとおつしやつても、間違つたら割腹するとおつしやつても、それは何の足しにもなりません。少くとも総裁の單なる口の先の言明だけでは何

ともなりません。法案の上にその保障、担保が與えられておることが絶対に必要であります。木村総裁は、われわれに対して法を通じていかなる保障を與えられるか、これを承りたい。

○木村國務大臣 お答えいたします。実はこの法案作成に至るまで、今佐竹委員の仰せになりましたように幾たびか案を練り返しました。その練り返した理由は、私といたしましては、憲法に保障された基本的人權をどこまでも尊重して行くべきであると同時に、危険なる破壊的暴力団体を規制しなければならぬ、このジレンマに陥つておるのであります。そこでわれわれ／＼といたしましては、できる限りにおいて基本的人權を尊重しつつ破壊的暴力団体を規制して行く線に沿うて、考慮に考慮を重ねて本法案を作成した次第であります。そこで、佐竹委員のこの法案によつて、あるいは昔の治安維持法の再現を来すものじやないかという御心配の点であります。この法案全体の構想といたしましては、全然昔の治安維持法と構想を異にしておるのであります。しかもこの法案運用に對しまして、われ／＼最も留意いたしましたのは、佐竹委員の仰せになりましたこの保障の点であります。何によつて保障するか、そこで考へたのはこの調査と、そしてこの請求の機關、これを決定すべき機關を全然分離した点であります。いわゆる権力の集中を避けるのであります。もつとも公安調査庁は法務府の外局であり、また決定すべき委員会も法務府の外局であります。が、この委員会というものは委員会設置法第三條によりましてまづたく獨立の意思をもつて決定することになつて

おります。何人の制肘も受けず何人も影響せられずに、自由の立場において自由な見地のもとにおいてこれを決定させることにしております。これがこの法案の最も強いねらいであると思ひます。しかも前もつて申し上げました通り、この決定機關であります委員会を構成すべき委員は、国会において承諾を受けてこれを委任する、しかもその委員たちに対しては各層からりつばな人材を求め、この点において十分の考慮を拂つたのであります。これから見ても、この法案がいかに民主的に構想されておるかということが、佐竹委員においても十分御了解願えるものだと私は考へます。

○佐竹(晴)委員 了解いたしかねます。但しあとでまたゆづり承ることにはいたしまして、時間がありませんから、第四に、一本本法案は何を目標としたものであるか。政府は本法案は暴力的破壊活動を取締つて、思想取締りを目的とするものでも何でもない、また一般的言論や組合活動を抑圧する考へは毛頭ない、かように言明されました。しかし今日までの政府の説明や、提出なされた資料を総合すれば、共産党活動を目標としておることはまことに明白であります。もしそうならば、解釈いかんによつて運営に手心の余地を残すような漠然たる一般立法を廢して、日共の地下組織を対象とする情報捜査機關の強化等を中心とする非日活動排除の取締法をつくれたいのだ。そうすればはつきりいたしまし、一般言論界や労働組合等が正常な言論や組合運動を彈圧されるおそれがあるなどという懸念は一掃されてしまふのであります。ところが政府は

第一類第四号 法務委員会議録第四十三号 昭和二十七年四月二十六日

第一七

いなかについては、法理上必ずしも結論が一定してはいないのでありますから、特に第二項を設け、第一項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役員または構成員として、その処分の趣旨に反する行為はしてはならないと明確に規定して、処分の履行を確保したものであります。但し、第二項但書にあるような行為は、当然にない得るところであります。なお、ここで注意すべきは、本條第一項の処分を受けても、団体は、その活動の範囲を縮小して依然として存在を維持していることとあります。

第五條は脱法行為を禁止いたしましたものであります。本條は、前條の処分の履行を確保するために、脱法行為を禁止したものであります。禁止を受ける主体は、当該団体の役員または構成員であり、その主体を団体とせず、その役員または構成員としたのは、団体の理論が必ずしもまだ一定されなかつたことを考慮したのであります。

次に第六條について説明いたします。第六條は、当該団体の規制処分のうちの解散の指定を規定したものであります。解散の指定をなし得る條件は、第四條の団体活動の制限処分の條件に加えて、その制限処分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められる場合に限るということであります。解散は団体に対する最後の処分であり、かような慎重な条件を定めたのであります。なおここで注意いたすべきは、本條第一号及び第二号に掲げる以外の暴力主義的破壊活動は、ただそれだけではたとい将来暴力主義的活動をなす

可能性があつても、ただちに解散の指定をなすことはできなく、さらにその団体が団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つて第四條第一項の処分を受け、その上さらにこれを行う可能性のある場合にのみ解散の指定をなすことができるとしたのであります。

次に解散の指定という行政処分の性質は、一種の確認的な行為であると考へるのであります。通俗に考えますれば、解散の指定は、解散という表示を当該団体に貼付するだけのことであります。従つてそれからはいかなる効果も発生いたしません。処分の名称は解散とあつて、あたかも団体が解散してしまふやうなふうに考えられますが、そうではないのであります。団体が解散して解消するやいなやといふことは、この法律の問うところではないのであります。

次に第七條について説明いたします。第七條は、団体のためにする行為を禁止したものであります。これは解散の指定があつた場合において、当該団体の役員または構成員の職務を禁止し、義務を規定したものであります。要するに本條は、団体が解散を指定され、処分の効力を生じた後に当該団体の役員等は、当該団体のためにするいかなる行為をもしてはならないことを規定したのであります。これは解散の指定の処分のうちに含まれてゐる効力ではなく、本條によつて新たに設定された禁止であるわけであり、この條文が適用されて指定される役員等は当該団体のためにいかなる行為をもしてはならないことになるのであります。しかししてこの当該団体の

の役員等の範囲については、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後、当該団体の役員または構成員であつたすべての者に当るわけであり、この構成員、役員以外の者は本條の直接の受命の主体ではありません。禁止されている行為は当該団体のためにするすべての行為であるが、但書によつて処分の効力に関する訴訟または当該団体の財産もしくは事務の整理に通常されている行為は除外されているわけであり、本條の規定によつて構成員等の行為の禁止が行われますが、それ以外は団体自体が解散し、または解消するやいなや本條の問うところではないのであります。本條により役員等の行為の禁止を受けた団体がそこに存在している、かように考へているわけであり、

第八條は、脱法行為を禁止いたしましたものであります。次に第九條について説明いたします。第九條は、解散の指定の処分が訴訟手続によつてその取消または変更を求めるときのできないことが確定いたしましたときの団体に関する規定であります。まず第一項は、かかる場合その解散の指定を受けた団体が法人でありますときは、その法人は解散するのであります。これはそれ／＼その法人に関する各法令に規定する解散の事由がつけ加えられたものであります。法人の解散はそれ／＼の法令が定めるところによつて行われるわけであり、この法人の解散と第六條の解散とは概念が違つているのであります。

ら、この点は御注意をしておいた方がいいのであります。次に解散の指定が確定いたしました場合には、その団体はすみやかに財産の整理をして、これが終了したときはそのてんまつを公安調査庁官に届け出なければならぬとしておられます。この法案においては、財産は国家に没収する等の措置はとらず、当該団体の自主的な処分は一切まかせたのであります。

次に第三章について説明いたします。この第三章は、第二章に規定する破壊的団体の規制についての手続を規定いたしましたものであります。

第十條について御説明します。本條は、破壊的団体の規制の処分は、公安調査庁長官から請求があつた場合にのみ行ふことを規定したものであります。刑事訴訟法上の訴追と同じく、不告不理の原則を明らかにしたものであります。これは規制処分を行う権限を二つにわかれ、調査及び処分の請求権を公安調査庁長官に、処分の決定権を公安審査委員会に與えて、これを分離することが権限集中の弊を除去し、民主主義の原則に合致すると考へたからであります。

第十一條について御説明します。本條は、公安調査庁長官が処分の請求をしようとするときは、あらかじめ当該団体の意見弁解を聞き、有利な証拠の提出を求めなければならぬのであります。また、その弁明の期日を相手方に通知する手続等を定めたものであります。通知は官報によつて行ひ、公示した日から七日を経過したときに通知があつたものとされるのであります。第三項は、通知書送付の訓示的規定であつて、これを行わなければ通知

が行われなかつたものではないのであります。しかし住所または居所が知れておるときには、第三項によりまして通知をそこに届けなければならぬわけであり、

第十二條について説明いたします。本條は、前條第一項の通知を受けた団体が、事件について代理人を選任することができるのであります。その代理人は弁護士を初め何人であつてもよろしいのであります。代理人の選任は、公安調査庁長官に届け出ることによつてはなりません。

第十三條について御説明します。本條は、第十一條第一項の通知を受けた団体において公安調査庁の審理官に事実及び証拠につき意見を述べ、有利な証拠を提出できる規定であります。団体側でこれをなし得る者は、その役員、構成員及び代理人を通じて五人以内としたのは、この程度において十分弁解を盡し得るものと考えたからであります。なおそれらの者の身分については、それ／＼それが真実であることを審理官に立証して確認されなければならぬのであります。何となれば、真実であることが適法な審理手続の要件であるからであります。

審理官は、公安調査庁長官によつて公安調査庁の職員の中から指定されるのであります。数については法案は制限していませんが、審理については必要なる人員を指定することができます。第十四條について説明いたします。本條は、審理の傍聴に関する規定であります。審理官の審理は完全な公開にするかまたは制限的な公開にするか議論のわかれるところでありましたが、

審理の対象となる事柄にかんがみ、本條に規定する程度の傍聴を認めるにとどめることが妥当であると考えたのであります。

本條により審理を傍聴し得る者は、当該団体により選任せられた当該団体の立会人五人と一般の新聞記者等であります。これらの者ももちろん身分を証明することを要するのであります。また新聞記者等については、必要によつては傍聴券等によつて制限することもさしつかえないと考えるのであります。

本條第四項は、退去を命令することができ規定であります。これは実力による退去の強制ではなくて、退去の命令をすることに關する規定であります。

次に第十五條について説明いたします。本條は、証拠の取調へについての基準を定めたものであります。立法例としては民事訴訟法第二百五十九條があり、しかもこの事件が裁判所に提訴された場合には、原則として民事訴訟法により審判されるのであります。から、この規定を置いたのであります。しかしもとよりその不必要と認めることにはすべて合理性がなければならなく、審理官はこの規定によつて相手方の権利を不当に制限するようなことがあつてはならないのであります。このことは本條但書に規定いたしました次第であります。

次に第十六條について御説明いたします。十六條は、弁明の期日における調書に關する規定であります。審理官は必ず調書を作成して、相手方の意見、弁明をそれに記載しなければならぬのであります。

次に第十七條について説明いたします。本條は、審理官は当該団体から請求があつたときは、調書及び取調べた証拠書類の謄本各一通をこれに交付しなければならぬことといたしました。かかる規定を設けましたのは、当該団体の弁解、意見の陳述に十分な保障を與えるためであります。当該団体は、すべて公安調査庁に収集された証拠について単に提示を受けるのみならず、その謄本交付を受けて検討し、弁解をすることができるのであります。これらの交付は一通にとどめ、無料といたしました。

次に第十八條について御説明いたします。本條は審理官による取調べが当該団体に影響するところが多いから、もし審理の結果規制処分の請求をしないことと決定したときは、その旨を当該団体に通知するとともに、官報に公示することとしたのであります。官報に公示することとしたのは、第十一條の審理の通知がさきに官報で行われたからであります。

次に第十九條について御説明いたします。本條は規制処分の請求の方式を規定したものであります。第一項の請求の原因たる事実とは、第四條第一項及び第六條の規定のごとく、当該団体が過去において行つた暴力主義的破壊活動と、将来行つた可能性がある暴力主義的破壊活動の両者を含んでいるわけであり、請求は第四條第一項または第六條の処分を請求することを明記するのであります。第六條は解散の指定制のたゞだから明瞭であります。第四條第一項の処分は三つの種類があります。しかしそのいずれの処分を請求するのであるかを具体的に記載

することは、この法案は要件としておりません。たゞ第四條第一項の処分は公安調査庁長官は、処分請求書にかなる具体的処分をなすを相当と思料するかを記載することといたしたいと存しておりますが、公安審査委員会、この公安調査庁長官の意見に拘束されず、自由独立の判断によつて各号の処分を選択し得るのであります。これは委員会の判断の独立性を保障したものであります。本條において重要な規定は、その第三項であります。これによつて公安調査庁長官が、請求の原因たる事実を証すべき証拠として委員会に提出し得るものは、すべて当該団体の意見を述べた機会が與えられたものでなければならぬのであります。人権の擁護上かかる規定を設けたのであります。

第二十條は、処分の請求の通知及び意見書等に関する規定であります。本條は、当該団体の権利を擁護する上において、慎重な考慮を拂つた規定であります。すなわち公安調査庁長官は当該団体の規制処분을委員会に請求いたしますときは、その請求の内容を当該団体に通知しなければならぬのであります。刑事訴訟法第二百七十一條にも起訴状の謄本を被告人に送附する規定がありますが、これにならつたのであります。当該団体はこの通知を見てさらに自己に対する処分の請求の内容について検討をなし、十四日以内に意見書を独自に公安審査委員会に提出することができるのであります。かようにして審理の手續上当該団体の権利の擁護に遺憾なきを期した次第であります。

第二十一條につき説明いたします。本條は公安審査委員会の決定について規定したものであります。この規定によつて明らかにならぬ、委員会の決定は直接の聴聞によらず、もつぱら書面の審理によつて行われるのであります。かような建前をいたしましたのは、次のような理由からであります。すなわちすでに前に申し上げたごとく、公安調査庁において十分の審理を盡すのほか、当該団体の権利の擁護については慎重な措置がとられておりますから、この上重ねて公安審査委員会のごとき小規模の委員会において審理を直接行ひのは、人権擁護の上からもそれまでのことを重ねる要がないと考えられるのみならず、かつまた不協なればならないというようなことから見て、このような措置が妥当と考えたからであります。委員会は直接の聴聞の権限はございませんが、もとより処分請求書、意見書等について、公安調査庁長官または当該団体の積明を求めるとともに考慮しております。本條の第二項は注意すべき規定であります。すなわちこの規定により公安審査委員会は公安調査庁長官から、第六條の処分の請求を受けた場合に、第四條第一項の処分を相当と思料するときは、この処分をする権限があります。その反対に第四條第一項の処分の請求を受けた場合は、第六條の処分の請求をすることといたしたものであります。これは委員会の決定の独立性と、団体の権利の擁護との調和をはかつた規定であります。要するに請求以上に不利益には処分しないというのであります。

第二十二條は、決定の方式を規定したものであります。

第二十三條は、委員会の通知及び公示の方式を規定したものであります。第二十四條は決定の効力の発生時期等について規定したものであります。本條の第一項は決定の効力の発生時期を定めておるのであります。処分の決定は前條により官報で公示されたときに効力を生ずるのであります。結局官報に公示された日から効力が生じたものと解するのであります。第二項及び第三項はこの決定に対する行政訴訟に關する規定であります。第二項はまつたく念のための規定であります。第三項は行事件訴訟特別法の例外的規定であります。これはこの種の事件に關する訴訟の促進をはかつたものであります。この第三項の裁判所とは、それ、審級の裁判所を意味してゐるのであります。全部の裁判所を通じての百日という意味ではありませぬ。この種の規定は公職選挙法第二百十三條にもあるものであります。

第二十五條は、公安審査委員会の手續の細則に關する規定であります。本條は第四章について説明いたします。本章は公安調査官の調査について規定いたしましたのであります。公安調査庁の職員にかなる調査権限を認めるかは、理論と實際の二つの面から重要な問題として提起されて来たのであります。結局この法案においては、公安調査庁の職員には強制調査権を認めないことといたしました。従つて公安調査官はすべて任意の方法によつて調査をするのであります。かようなことといたした理由は、次の理由からであります。すなわち理論的には団体規制のため十分な証拠を収集する必要上、公

たものであります。

安調査官の職員に強制調査権を與えなければならぬとする事も考えられますが、暴力主義的破壊活動は、一面においてこれを行つた者の犯罪行為として、刑事訴訟法の強制捜査の対象となるわけであり、刑事訴訟法のほかにさらにいままゝこのような強制調査権を設定するといふ事は、一般に著しい危険を與えることが考えられるとともに、またこの法案が強制調査権を持つために不必要のおそれと、二十六條について説明いたします。

本條は公安調査官の任意の調査権について一般的に規定したものであります。公安調査官は公安調査庁長官によつて公安調査庁の職員の中から任命され、この法案の定める調査等の事務に従事するものであります。

第二十七條は公安調査官が証拠を収集するに必要と關係機関の持つ書類及び証拠物の閲覧を求め、これを規定したのであります。この範囲を檢察官と司法警察官にとどめたのであります。

第二十八條は警察と公安調査廳との情報または資料の交換を規定したものであります。この交換は双方の義務として規定されておるのであります。

第二十九條は公安調査官の捜査などにおける立会いについて規定したのであります。公安調査官は、司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行つた押収、搜索、検証に立ち會ひ得ると規定したのであります。この規定の趣旨は、公安調査官は破壊的団体の規制に必要な証拠を収集したければならぬと、これについては証拠収集の現場の突見をなすことは証拠の価値判断上きわめて必要なことである

り、そのため強制調査権のない公安調査官にこの規定を設けたもので、立ち會ひ得るのは司法警察官がなす押収、搜索、検証に立ち會ひ得るとして、またそれは文字通り立ち會ひ得るといふことだけであり、押収、搜索等の実施をなし得ないものであります。

次は第三十條であります。本條は公安調査官のなす物件の領置に關する規定であります。

第三十一條は、公安調査官のなす物件の保管に關する規定であります。

第三十二條は、領置した物件の還付に關する規定であります。

第三十三條は、公安調査官の証票の呈示に關する規定であります。

第五章、第三十四條について説明します。本條を設けた理由は次の通りであります。すでに述べた通り、公安審査委員会の処分決定は官報で公示されるのであります。この公示に對応し、委員会の決定が裁判所で取消されましたときは、そのことを官報で公示することは、団体の名譽保持上当然のことであるからであります。

第三十五條は、団体規制の状況は、毎年一回国会へ報告することを規定したものであります。事柄の重要性にかんがみ、国権の最高機關たる国会に報告し、必要がある場合に行つて国会の報告に資するものであつて、事後ではあります。かかる措置によつて公正な運用をはかるのであります。

第三十六條は、公安調査庁に關するこの法案実施の細則に關する規定であります。

次は第六章、罰則について御説明します。本章の罰則の中には、二つの種類があるのであります。一つは、暴力主義的破壊活動に關する刑罰規定を補

整したものであつて、第三十七條から第四十條までがこれに當ります。他は、この法律に基く処分または命令の履行を確保するために、その違反に對し所要の罰則を設けたものであつて、第四十一條から第四十三條までがこれに當るのであります。

第三十七條から第四十條までの規定は、刑法等の現行刑事法令との重複を避ける方針のもとに、必要最小限度の罰則を設けたものであります。その意味において、これらの規定は、現行法等の刑事法令の特別法たる性格を持つておるのであります。

第三十七條は、第三條第一項第一号の規定の暴力主義的破壊活動にかかわる行為であつて、特別の構成要件はなく、純粹に刑法の規定の補充となるわけであり、

第三十八條は第三條第一項第二号の規定の一部の暴力主義的破壊活動にかかわる行為であつて、刑法等の規定に「政治上の目的のため」という特別な要件を加えたのであります。放火、激発物破裂、殺人、強盜等の罪には、刑法においてすでに処罰されておりますが、本條においてこれらを五年以下としたのであります。政治上の目的を持つこれらの行為に刑を加重したのであります。それは公共の安全に危険性が多くと考えられるからであります。

第三十九條は、第三條第一項第二号の規定の一部の暴力主義的破壊活動にかかわる行為であつて、刑罰は他の各條と比較し、この程度をもつて相当と考へたのであります。

第四十條は、この法案においては教唆を独立罪としておりますから、刑法の教唆の規定との調整をはかつたものであります。すなわちこの法案の教唆と刑法總則の教唆の規定が適用される場合には、重い刑をもつて処断されることとしたのであります。

第四十一條から第四十三條までは、この法案の規定による命令または処分義務違反に關する罰則を定めたものであります。

附則は、この法律の施行期日、關係法令の整理等を規定いたしましたものであります。

以上で逐條の御説明を終ることにします。

○佐瀬委員長 なおあわせて公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案の二法案についても、その骨子を簡明に御説明願ひたいと思ひます。

○關政府委員 公安調査庁設置法案の骨子を御説明します。

公安調査庁設置法案は五章十七條からできておまして、公安調査庁の設置に關する諸般の規定を設けたものであります。

まず公安調査庁は、これを法務府の外局として設置することにいたしました。外局として設置することにしたのは、一般の国家行政組織法上の権限のほか、に破壊的団体の規制に關する調査とこれに對する処分の請求の権限を行使させることにいたしましたのであります。これはこの法案の第四條に規定してあるわけであり、

調査庁における内部部局は、法案の第五條、第六條、第七條、第八條、第九條に規定してありまして、總務部、調査第一部、調査第二部の三部を設けて

まして、そのもとに所要の課を置き、それ／＼所掌事務を分掌させることとしたのであります。公安調査庁には長官一名を置きまして、特別な職として長官を助ける次長を置くことになつております。長官と次長のもとに、これらの三部が所掌事務を分掌いたして遂行することに相なるのであります。總務部の所掌事務は、一般の國家行政組織法上の總務的な事務と、この法案によるところの整理、及び公安調査委員会への請求の事務等を所掌することに相なるのであります。調査第一部、第二部におきましては、この法案に規定する調査の事務を分掌いたすことに相なるのであります。

なお公安調査庁には附屬機關といはしまして、公安調査庁研修所を設けることとしたのであります。これはこの法案の持つ性格の重要性にかんがみまして、職員に十分な訓練と教養を與へ、あやまちなきを期するといふ考えからでございます。

公安調査庁は全国に支分部局を設置することとしたのであります。まず支分部局には公安調査局と、地方調査局の二種類があるのであります。公安調査局は全国に八箇所、大體高等檢察庁所在地に置くこととしたのであります。その他の県及び北海道には四十二地方公安局といふものを置くこととしたのであります。かようにいたしました地方における事務を遂行いたしましたのであります。

職員につきましては、先ほど申しましたごとくに、長官、次長のほか、に、所要の職員を置くことになつておるのであります。この法案におきまして

、

、

、

、

、

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの点につきましては、この法案の建物、その団体の役員、構成員というものが主体になつてゐるわけであり、従つて、各種の罰則はそれに行つての原則になつております。

○山口(好)委員 ではもう一べん御質問いたします。団体の構成員でない、外部の者が、破壊活動に關連して教唆、扇動をした形になつた場合、これはどういふ取扱いを受けるか。

○吉河政府委員 お答えいたします。暴力的な破壊活動は、団体行動を前提として罰則を規定しております。個人として、団体とは關係なくこの行為を行つた場合にも、當然処罰を受けるわけでありませぬ。

○山口(好)委員 そうしますと、先ほどの關政府委員からのお答えは、少しく狭かつたように思いますが、いずれが正しいのですか、もう一度伺います。

○關政府委員 お尋ねの点は、ちよつと誤解してゐたのであります。団体の役員または構成員以外の者がかような活動をいたしますと、そのいたした者は、それ、刑法及びこの法律の三十七條以下の所要の刑罰規定によりまして、刑事上の処分を受けることに相なつておるのであります。

○山口(好)委員 そういふふうに私も読んでおつたのですが、そうしますと、この法律は構成上から見ますと、

と、団体に対する規制という行政処分を主眼点にして規定をいたし、それと同時に、あとの方三十七條以下におきまして、個人も処罰するところの刑罰規定を盛り込んでゐる、こういうことになりませぬ。

○關政府委員 お答えいたします。その通りでございます。

○山口(好)委員 そうしますと、この保安処分——暴力的な破壊活動をなした、あるいは今後なすおそれがあるというふうなことで、これに適當な規制を行つた行政処分、それと同時に、刑法などの刑罰法規に乗せるべき刑罰というものがここで規定されてゐるというので、法の構成上からは不適當のやうに思いますが、政府の御所見はいかがでありますか。

○關政府委員 お答えいたします。この法案と、刑法その他等の刑罰規定等もあわせて考察いたしますと、ここに暴力主義的破壊活動という活動があるのであります。それは一方において団体規制の原因となるわけでありませぬ。同時にそれは各個人から見ますと、個人が刑事責任を負ふ犯罪行為となるわけでありませぬ。さういふ一つの行為から二つの効果が一応ここに出るやうにすることに相なつてゐるわけでありませぬ。お尋ねの点は、さういふ一つの行為によつて二つの効果が出ることは、二重処罰的な意味において不当ではないかというやうな意味と理解いたしますが、憲法に申します二重処罰の規定は、同一の事実に対して二重の刑罰は科せないという規定である、私どもは考へてゐるわけでありませぬ。従つて、この規定は、一方においては個人は犯罪として処分されるわけ

でありませぬ。同時にその活動をなした団体は、この規定によりまして保安処分を受けるのであります。それは団体に対しては二重の刑罰を科したといふことにはならないと考へるのであります。かようなある一つの行為につきまして、通常の刑事罰、同時に各種の行政処分がとられることは、すでに多くの立法例があるところであります。

○山口(好)委員 その点はいいとして、ここにやはり、さういふところから一つの、われ／＼が矛盾したものがあつたように考へられる規定が出て來てゐるのですが、それは第四十一條、第四十二條、第四十三條というやうな、団体の行為が禁止され、それにその構成員の行動が禁止され、それに違反したというやうな罪、これは行政処分として一定の行動が禁止された、あるいはさらに進んで解散の指針を受けた、さういふやうな場合、これはこの法律によりまして、行政訴訟をもつて司法裁判所に訴へを起し、その黑白をわかつことができるわけでありませぬ、この行政処分として一旦

行為の禁止あるいは解散を命ぜられた後、さうして官報に公示せられたその制限処分違反の行動があつて、この司法的処罰を受けることに相なりませぬ、その後において裁判によつてその行政処分が取消されたといふやうな場合には、この罪はいかに相なりませぬか。

○關政府委員 お答えいたします。そのやうな場合には、裁判所におきましては公訴を棄却することに相なると思ふのであります。行政の処分は官報公示とともに効力を発生するのであります。さうしてその処分に対して、通常の行政訴訟をもつて争ひのであります。さうしてここに処分の効力の生じた後に、その処分が違反する行為がありませぬと、本條の犯罪が成立するわけでありませぬ。犯罪が成立したとして、それが裁判所にかかりに係属したと仮定いたしますと、両方の事件が裁判所に係属するわけでありませぬ。その場合におきまして、もし元の決定が違法であるとして裁判所によつて取消されたならば、その刑事事件は裁判所から公訴棄却の判決を受けると考へるのであります。この種の事例は現行の立法例の行政訴訟を伴ふ多くの場合に考へられるケースでありませぬ、全部そのやうに解釈すべきものと考へてゐるわけでありませぬ。

○山口(好)委員 その点ではそれだけにして、次に本法案につきまして最も問題になり、また先ほど委員長からもお尋ねがありました扇動の意義につきまして、これをある程度はつきりいたさなければ、本法案を通すべきかいかという点も、これは問

題であると思ひます。これをいさしく具體的の場合に徴しまして説明を願ひたいと思ひますが、先ほど教唆との違ひを述べ、なお扇動は不特定多数人に対してある行動について勢いを助け、これをおおるやうな行動、さういふやうな御説明があつたやうに思ふのであります。さういふ状況下、この扇動といふのは、さういふ状況下、ありませぬその場所においで行われた場合に限るのであります。

○關政府委員 お答えいたします。扇動は先ほど御説明いたしましたやうに、不特定または多数の人に対して要するに中正の判断を失つて、一定の犯罪を遂行する決意をそこにつくらせ、あるいはすでにある犯罪を犯さうというやうに考へておる者があつたといひました場合に、その者のその犯意を助長させる、さういふやうな勢いを持ち、刺激を與へる、その刺激を與へるやうな言動をなすことが扇動に當るわけでありませぬ。しからば個々のいかなる言動がこれに當るかといふやうな具體的な事例につきましては、個々の具體的な場合でなければわからないのであります。ここに参考までにすでに過去におきましてどういふことが扇動罪として処罰されたかといふことについて、判例に基づきまして御説明いたしたいと思ひるのであります。

一つは大正三年六月九日、大審院の判例にあるのであります。内閣閣議演説會ニ於テ一般聽衆ニ對シテ議士ハ現内閣ニ對スル死刑ヲ執行スルタメ議會ニ於テ總理大臣ニ接近シ敏捷ニ或仕事ヲ為シテ名聲ヲ博スルヲ得ヘキモ此覺悟ヲ代議士ニ期待シ難キニ因リ國民的制裁ヲ以テ死刑ヲ執行スル外

ナク聴衆中一人賤ヶ獄ニ於ケル秀吉ノ如キ者アラハ此目的ヲ達スル易キタリトノ主旨ヲ述ヘタルトキハ其ノ行為ハ單ニ當時ノ内閣ヲ攻撃シテ其更迭ヲ促サシメカニシテ論議ヲ用ヒタルニハ止マラスシテ当局者ノ身体生命ニ對シテ危害ヲ加フル者ノ出テシテトテ勸奨シ即チ治安警察法第九條第二項ニ所謂集會ニ於テ犯罪ヲ煽動シタルモノニ外ナラス」といふようになっておるのであります。

最近の判例におきましては、昭和二十四年最高裁判所におきまして、大法院をもつて、米の不供出に対する扇動罪を処罰しての内容の事実がはかりようになつておるわけでありませう。被告人は、「昭和二十一年十一月十五日日本農民組合加盟の比布農民連盟主催で北海道上川郡比布村比布国民学校に農民大会が催されるや、これに出席して同日午前十時頃から午後一時三十分頃迄の間右大会参加者とともに当日の議題である供米出荷問題等について討議した際主として比布村在住の農民からなる参加者約二百五十名乃至三百五十名集合の席上で「大体供出制当の字句さえ不合理である。俺達百姓が自分で作つて取れた米を政府が一方の行為によつて価格を決定し、それを供出せよなどとは豈がよい。今までのようなおとなしい氣持ではだめだ。百姓は今まで騙されてきたのだから供出の必要も糞もない」。又は、「今の政府は資本家や財閥にはいかなることをしても強権発動をしたことがない。それに反してわれわれ百姓には取締に名を藉りて、あらゆる彈圧をしているではないか。供出米も月割供出にして政府が再生産必

需物資をよこさぬかぎり米は出さぬ」とに決議しようではないか。今頃陳情とか請願とかいふようではだめだ」との趣旨を申し述べて右参加者等に対しその生産にかかると米穀につき食糧管理法の規定に基く命令による政府に対する売渡しをなさざることを扇動したものである。」かようになつておりまして、これが昭和二十四年新憲法後、最高裁判所におきまして大法院を開いて、この事実を扇動と認めて有罪といつた判例があるわけでありませう。

○山口(好)委員 そういたしますと、先ほど私がお尋ねいたしましたのは、勢いを助けておるようなことを現場においてやつた場合に限るのか、それともその現場でなしに、前かあとか、そのときと場所を離れまして、あるいはラジオ放送でそういうことを言つた場合も入るかというように言つたことについて承りたいと思ひます。

○吉河政府委員 本法案における扇動は、現場にあることを要件としたしております。文書によつて広汎にまかれるというふうな場合も当然含まれるというふうな考へております。立法例としては、特定の場合、現場における扇動を要件としておる向きもあるように考へますが、ここで規定しておる扇動は、文書による場合も含まれると思ひます。

○田嶋(好)委員 ちよつと関連して伺ひますが、吉河特審局長が先ほど発言せられた中にちよつとおかしな点があると思ひますので、質問しておきますが、先ほど山口委員の質問に對しまして、局長は扇動が実行行為でない。しかしこれは実害を発生させる行為だから、危険性を持つから処罰しなければならぬ、こういうふうに承りましたか、これはどうなんですか。

○吉河政府委員 直接に殺人とか放火とか、実害を発生する実行行為ではないという意味でありまして、扇動罪を独立罪として規定する以上は、扇動行為はそれ自体実行行為になるわけでありませう。

○田嶋(好)委員 そうすると、やはり扇動の未遂といふことも刑法の総則が適用されるわけですね。

○吉河政府委員 未遂罪につきましては、特別に規定がある場合にだけ適用されるわけでございます。ここでは扇動の未遂は処罰する必要がないと考へておられます。刑法の総則としては未遂罪は一般的には適用されません。

○山口(好)委員 先ほど讀まれた判例によれば、その現場において勢いを助けた、こういう場合に限るようには思ひますが、これをあまり広く解釈することはどうかと思ひますが、政府におかれましては、従来の判例に従つてその場所において行われた場合に限る、こういうふうな解釈はできないでしようか。

○關政府委員 扇動が、ただいま讀みました判例の中の事実のごとき事例は、言葉を用ひまして多数の参加者に言われましますから、その現場で行われることが、通常の例と思ひます。しかし記事を書きまして、多方面に送るといふことになりましますと、印刷物となつて各方面に配布されるわけでありませう。そのような場合には、その現場といふことは、この判例が示すごとき事例は考へられないのでありまして、その

多数の参加する現場に限定すること、扇動罪を処罰する所期の目的を達し得ないと思ひます。

○山口(好)委員 なおその点は、政府委員の御再考を願つておきたいと思つております。今言われたような文書によつて、その場所でないにやつたといふような場合は、「その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、頒布し、」こういうふうなところにあたるのではないかと、それから扇動に對しまして、またこうした別な行為を規定しておりますが、ゆえに、扇動は狭く解釈——狭くというよりも、この場合においてはさうに解釈することが正しいのではないかと、こういうふうにも思われますが、この点はなおさういふ御回答に關いてお聞きしますが、なお御再考を願ひたいと思つております。

それから第三條一項のロに「この号イに規定する行為の教唆若しくはせんを動かし、」こうありまするがゆえに、これは前の内乱の予備、陰謀、幫助についても、その実行行為のみならず、教唆、扇動も含まれるのでありませうか、どうでしよう。

○關政府委員 お答えいたします。含まれるのであります。

○山口(好)委員 もとよりこの條文を立案なさるときにも、やはりさういふこともしつかり了解されてこれが規定をされたのでありませうが、さういふことになりましますと、予備、陰謀、幫助についての教唆、扇動といふことになるのでありませうが、この点はさう考へてさしつかへてありませんでしようか。

○關政府委員 お答えいたします。その通りでございます。

○山口(好)委員 なお第二條にもどりますして、第二條の第二項に「いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならぬ」と書いてありますが、今度この法案が出来ますにつきまして、各種の労働組合でこれに反対をいたし、中にはストを行つたところもあるようであり、行わんとしたところもあつたやうであります。こういう行動に對しましては、やはりこれはここに言ひ、これらの団体の正当な活動、こういうふうな政府は見まするかいなか、それをお答え願ひたい。

○關政府委員 お尋ねの趣旨を明確にいま一度伺ひたいのであります。

○山口(好)委員 第二條の第二項「この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならぬ。」こう書いてありますが、たとえば今度のこの法案が出るにつきまして、これに反対であるといふので、各種労働組合で、これに對する抗議を申し込み、さらにストに及ばんとした、あるいは及んだ、あるいはその他さらに進んだ行為にわたる、こういうやうなことも考へられるが、今度反対をされてストを行つたといふやうな行動については、この団体の正当な活動といふふうに見るがいなや、こゝろいふのです。

○關政府委員 第二條第二項の正当な活動と申しますのは、これはもとより法律のもとにおける正当な活動でありまして、数日來行われました労働組合のこの法案反對の運動は、政府におき

常な重大なことだと思つたのでありま
す。これらの朝鮮人の最近の動向につ
きまして、いま一応政府委員の御説明
を願いたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。
資料をとりまとめました的確にお答え
したいと考えております。しばらく時
間をお許し願ひまして、後刻資料を取
寄せましてお答えしたいと考えてお
ります。

○北川委員 角田委員の質疑に対しま
して、本法は臨時法的性格を持つもの
だといふ御答弁があつたのでありま
す。臨時法的なものであるならば、わ
が国がいかなる状態になりましたとき
にこの法律の効力を失わしめるお考え
であるかを伺いたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。角
田委員のお尋ねにあたりまして、臨時
的といふ言葉をもつて御説明いたしま
した。その意味につきましては、ここ
で少し説明を要するわけでありませ
ぬ。この法案の立案にあたりましては、刑
法等の恒久立法の改正はせず、当面の
この破壊的活動の防止に必要な限度に
おいて所要の特別な立法を設ける。そ
の意味において、刑法等の恒久立法に
比較いたしまして「臨時的」といふ言
葉を使つたのでありまして、言葉はあ
るいは適當でなかつたかもしれませ
ん。要するに刑法等の恒久立法の改正
を行わず、当面の事態に対処する必要
最少限度の特別な立法を行うというこ
とに御了解を願ひたいと思つたのであ
ります。この法案の将来の問題につきま
しては、結局において、事態の必要
性、事態の進展の仕方いかんが問題解
決のポイントになるものだと考え
ております。

○北川委員 第三條につきまして山口
委員から詳細な質問があつたのであり
ますが、私もこの点につきまして伺
いたいと思ひます。第三條中の政治上
の主義を推進するための破壊活動のう
ちで、予備と陰謀の区別、ことに予備
の中に予備であるところの陰謀もある
のであります。この二つの概念に
つきまして御説明願ひたいと思ひま
す。

○關政府委員 お答えいたします。予
備とは、特定の犯罪行為の準備行為で
あるわけでありませぬ。陰謀とは二人以
上の間において特定の犯罪を行うこと
の謀議をすることでありませぬ。

○北川委員 第三條中の破壊活動の、
実現の正当性もしくは必要性を主張す
るところの文書並びにこれらの講義な
どについて問題にされているようであ
ります。この点について伺いた
いと思ひます。たとえて申しますと、
政治思想史やあるいは政治史を説明す
るにあたりまして、革命や内乱を解説
しまして、進んで民衆のための反抗権
といふものなどを説明しまして、これ
らわが国の場合にも正当性を持つて
おる場合があるというふうな講義な
り、あるいは著述なりをいたした場合
に、これが第三條に該当するかと
うかを御説明願ひたいと思ひます。

に主張されていなければならぬので
あります。その筆者がだれであるかは
問わないのであります。そうしてその
文書がここにありまして、それを持つ
て頒布する者ないしは公然掲示する者
に、これに規定する内乱または予備、
陰謀、そういう行為の実現を容易なら
しめる意図、そういう目的、そういう
ためにするといふところに主観的な意思
を要するわけでありませぬ。そういう主
観的な意思をもつて、そのように主張
しておるところの文書を持つてこれを
頒布し、公然掲示する、ここにこの行
為が成立するのであります。お尋ねの
点は、その行為者の主観的な意思の点
が明確にせられなかつたのでありませ
ぬ。要するにその行為者において内乱
の行為の実現を容易ならしめる意思が
あつたかといふ点、この問題になる
と同時に、その実現の正当性もしくは
必要性をそこにおいて主張してあるか
いなかといふ点、次の問題となるの
であります。もしその行為者が、日本
における内乱、朝敵を乱す目的をも
つて暴動を起す、その行為の実現を容
易ならしめるその意図があつたかとい
ふ、ありますならば、そしてまたその
内容が必要性を主張したものでありま
すならば、これにあたるかと思ひませ
ぬ。そうでない限りにおきましてはこ
の項にあたらぬものと思ひます。

○北川委員 第三條の行為の解釈であ
ります。その実現の正当性若しくは
必要性を主張した文書若しくは図画
を印刷し、とあります。印刷の中に
編集を含み、「頒布し」とあります
が、頒布の中には発売を含み、「公然
掲示」といふような場合には同視する

ような場合を含むものと解されるかど
うか、お答えを願ひたいと思ひませ
ぬ。

○關政府委員 お答えいたします。こ
の印刷の中には編集も含んでいないの
であります。印刷するだけの行為であ
りまして、それ以前の印刷の準備ある
いは印刷のための編集等の行為、原稿
を書くといふような行為は一切含んで
いないのであります。印刷の行為だけ
であります。「公然掲示」の文字は明ら
かにそこに掲示することが要件であり
まして、この公然掲示の中には同視す
る行為は含んでいないのであります。
またお尋ねの発売の行為と頒布との関
係であります。発売する、売るとい
う行為はもとより、この頒布の行為は
無償であるの有償であるを問ひませ
ぬから、発売して多数の者に頒布いた
しますと頒布の行為がここに成立する
ものと考えられるのであります。

○北川委員 さらに第三條の二項の
「政治上の主義若しくは施策を推進
し」とありますが、この施策とは一
体どんなものをさしておるか、減税も
しくは免税の運動をするために税務署
に大勢の者が押しかけて行つた場合
に、騒擾等の行為に及んだ場合に、本
條に該当するやいなや、御回答を願
ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。こ
の政治上の施策を「推進し、支持し、」
という、この主観の点は別問題にいた
しまして、施策の問題であります。こ
の政治上の施策といふ言葉は、一般
的な問題を把握して表現しているもの
であると解するのであります。そこで
お尋ねのような問題におきまして、自
分の税金、個人的な立場において、そ
の税金の減税を税務署に交渉に行つた

といふようなことは、毛頭これには入
らないのであります。ところが一般的
な立場に立ちまして、政府に対して、
これ／＼の税金は非常に高いから、こ
れを減税せよといふようなことにな
りますと、政治上の施策を支持し、これ
に反対するたためといふようなこと
に反対することになると思ひます。

○北川委員 次に第四條について伺
いたいと思ひます。第四條の公安審査
員会は、法務府の外局でありまして、
独立して職務を行うといふことに相
なつておりますが、これは公安審査官が
収集しました書類によつて、書面審理
をなすことに相なつております。そう
いたしますと、公安審査委員会委員
は、これらの書面に拘束されるわけで
ありまして、積極的にたとい証據を集
めようとしても、集めることができな
いのであります。その結果、結局は調
査官の収集した証據のみによらなけれ
ばならないことになつて、結局は口
ポット化するおそれがあるのではない
かと思ひます。証據の収集を公安審査
委員もなさせるといふ考えの方が、
妥当な判断ができるのではないかと
思ひます。

○關政府委員 その点につきまして
は、いろいろの條件を考慮いたしまし
て、このような制度にいたしますこと
が妥当であると考えて、このような立
案をいたしたのであります。お尋ねの
通り、公安審査委員会は書面の審理に
よりまして、決定をなす趣前になつて
おるのであります。しかし問題は、要
するに公安審査委員会に十分に当該団
体の意見、弁解が公正に現われるかど
うか、そこに当該団体の人権擁護に遺

憾なきを期するために、その弁解、一切の証拠がそこに提出され得るようになり組み立てることが、一番の問題の要点であろうと私は考えたのであります。そのためにこの法案におきましては、その委員会の決定の前におきまして、公安調査庁の審理官が、十分な証拠の収集につきまして、慎重なる手続をとることになつてゐるのであります。これは第十條以下にそのことが規定してあるものであります。当該団体におきましては、構成員及び代理人を通じて五人のものが参りまして、審理官の前におきまして、一切の弁解をなし、一切の有利な証拠を提出することができるとあります。またこれにつきましては、当該団体は傍聴人をおこし立ち合せることもできるのであります。そこで審理官におきましては、一切の弁解、その他を調書に收めまして、これを明確に記録しなければならぬのであります。そしてまた審理官は、もし当該団体から要求がありまして、一切の手持の証拠を全部、写し一通をつくりまして、これに交付しなければならぬのであります。当該団体は、その証拠の交付を受けまして、十分に意見、弁解をなし、またこれを審理官に提出することができるとあります。かようにして審理官が十分に審理を盡しまして、相手方の一切の証拠、こちらの証拠も一切そこに申し合はせて、そして十分なるところの意見、弁解を盡さしめることになつてゐるわけでありまして、そしてかようにしてつくりました上、さらに当該団体につきましては、その請求書の謄本をつくりまして、団体に送るのであります。

す。団体はそれによりまして意見書をつくりまして、そして委員会に提出することができるとあります。かようにしてすべての証拠は全部委員会に集中されるのであります。この当該団体におきましては、この当該団体につきましては、この当該団体に、公安調査庁長官は証拠を添付するのではありませんが、その証拠はすべて当該団体に意見を述べた機会を興えたものでなければならぬといふふうに、構成してあるわけでありまして、かような審理官の慎重な手続を経て、すべての証拠がそこに出るのであります。それから小規模の機関におきまして、審理を重ねる必要もないじやないかといふふうなことを考へまして、このようないシステムに考へてあります。委員会は行政機構の簡素化の趣旨に沿ひまして、できるだけ手続を簡素にいたしましたのであります。かようなことによりまして、当該団体の意見、弁解が、委員会に十分に表現できると考へまして、このようないシステムが妥当であると考へるのであります。

○北川委員 第十二條によりまして、公安調査庁長官が処分の請求をしたときには、代理人として弁護士を選任することができるといふ規定に相なつております。しかしながら弁護士の活動し得る範囲については、少しも規定がないのであります。この場合調査官は、書類、証拠品の閲覧権がありまして、弁護人はさうな権限がありやいなや、その他この手続において、弁護人が活動し得る範囲を示していただきたいと存じます。

○關政府委員 お答えいたします。弁

護人につきましては、第十三條に当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内を限り、この当該団体の意見、弁解を述べ得るものとして、審理官の前に出ることができるとあります。弁護人は入るわけになるのであります。従ひまして弁護人は、構成員、役員と同じ立場におきまして、団体のために一切の弁解をなし、意見を盡し、証拠の提出をなすことができるのであります。記録の閲覧の問題であります。これは、これについては、閲覧の程度においては、団体の方でも意見ないし弁解を立てる必要上困ることと思ひまして、一歩進めまして、第十七條の規定を設けたのであります。これは請求があつたときには、調書及び取調べた証拠書類の謄本各一通を無料でこれに交付する。これは單なる閲覧以上に進んで、すべて原本の写しを当該団体に交付して、十分に検討を願つて意見、弁解を盡していただく、かようなシステムになつておられるわけでありまして、人権の擁護に遺憾なきを期した考へでございます。

○佐瀬委員 これは強制調査権を認めない建前上、かような規定になるわけなのですか。その関連はどうなのですか。強制調査権を認めない建前になつておられますね。その建前からいふと、この強制調査権を認めるか否か、この規定になつておられるか、その関係から、来ていられるわけなのですか。それは別箇の問題……。

○關政府委員 別にその点は考へておりません。

○北川委員 弁護人の行い得る範囲につきましては、規則などによつて明らか

かにせられることが必要ではないかと思ふのであります。ただいま政府委員の御説明になりましたのは、本人の場合を申しておられるようでありまして、特に代理人としてなし得る権限としては、ほとんど認められておられる規定はないように思ふのであります。

次に調査官の調査権の範囲であります。これは司法職員の捜査権とは全然違つて、任意の調査に相なつておるのであります。任意の調査ではあります。刑事訴訟等のような詳細な規定がないので、その範囲については、かなり問題になると思ふのであります。たとへば任意の録取書をつくるというやうな場合、あるいは承諾を得て物件を捜索するやうな場合、かような場合なども想像することができると思ふのであります。これらの範囲について御説明を願ひたいと思ひます。また司法警察官の任意の捜査との区別について御説明を願ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。公安調査官の調査は、すべて任意によるものであります。任意の調査の基準その他につきましては、この法案におきましては特別な規定は設けておきませんでしたが、法案の性格にかんがみまして、実施の基準は、庁の規則その他において明確に定めておられるのであります。この任意の調査と刑事訴訟法上における任意の捜査との異同であります。根本的におきましては、両者は任意という意味におきましては、同一の程度、内容を持つものであらうと考へておられるわけでありまして、もちろ

んこの準則を明確に定めまして、範圍を逸脱しないよう、第二條の規定の精神におきまして、この調査を運用して遺憾なきを期したいと、かように考へておるのであります。

○北川委員 最後に一点伺ひたいのは、三十二條に領置物の処分に関する規定がなされております。四項には価値のない物件は廃棄すると規定されております。刑事訴訟では危険な物件については廃棄するが、本法においては価値のない物件は廃棄するといふように規定されております。しかし価値があるかないかを決定するのは、調査官が決定するのであります。所有者等にとりましては、かなり価値のないものと見られても、重要な物件があると思ひたいと思ひます。場合によつては所有権の侵害ともなるのであります。この点については特に細心の留意が必要であると思ふのであります。刑事訴訟と異なつた規定をせられた趣旨を伺ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第三十二條の第四項の規定でございますが、規定の類似いたしましたのは、新しい刑事訴訟法の第四百九十九條の第三項になつたものであります。この中にも価値のないものといふふうな規定はあります。これをどうもつとつてここに持つて来たものであります。もちろんこの価値のないという規定は、公安調査官がいたすことに相なりまして、所有権の尊厳に對しする無視をしないよう、十分な考慮のもとにこの規定は運用しなければならぬと考へておられるわけでありまして、これらにつきましても嚴重な準則をつくり

○關政府委員 お答えいたします。公安調査官の調査は、すべて任意によるものであります。任意の調査の基準その他につきましては、この法案におきましては特別な規定は設けておきませんでしたが、法案の性格にかんがみまして、実施の基準は、庁の規則その他において明確に定めておられるのであります。この任意の調査と刑事訴訟法上における任意の捜査との異同であります。根本的におきましては、両者は任意という意味におきましては、同一の程度、内容を持つものであらうと考へておられるわけでありまして、もちろ

らにつきましても嚴重な準則をつくり

まして、あやまちないことを期した
いと考えておりました。

○北川委員 終りました。

○佐瀬委員 古島義英君。

○古島委員 私には、昨日も問題になつた
たそりでありますが、この法案の名前
についてひとつ承りたい。こういう名
前をつけておきますと、内容をあまり
知らないものでも、どうも破壊活動の
防止法だというふうなことは、何だ
か乱暴してみても、しかも団体だけ
なく、個人も一切含むかのごとく解さ
れる心配がある、これがためには内容
をあまり知らずして反対をした組もあ
るらしく思ふ、労働団体が全部反対を
する、文化団体が全部反対をする、あ
るいはその他の団体でも反対をする。
しかもわが日本、二日前、二十四日
ありますが、日本の学術会議が、この
いう法案が出るならば、これは学問の
独立と思想の自由を侵害するおそれ
があるといふので、反対の決議をいた
したのであります。中には正解してお
る人もあるであらうが、まづたく名前
に恐れて反対をする人もなきにしも
あらずであります。名は体を表わすので
ありますから、法案の内容がその法律
の名前になるようにこれをしなくんば
ならぬと思ふのですが、かような名前
をつけたのはどういふ理由であ
りますか。

○吉河政府委員 お答えいたします。
法案の名称につきましては、立案段階
でいろいろな名称がつけられてきて、
これが外部に出まして、御承知の通り
のような状態になつておるわけであ
りますが、最後の名前、破壊活動防止
法案という名前は、本法案の本体に即し
たものを名称として打出したというよ
うな考えから、こういう名称をつけた
わけでありませう。

○古島委員 破壊活動防止法というこ
とにいたせば、破壊活動をする者はす
べてこの対象にならねばならぬのであ
ります。破壊活動をする団体が対象に
なるならば、暴力団体の防止法であ
るか、あるいは破壊団体の防止法もし
くは今までの団体等規正法というよう
な名前でも一向さしつかえないのであ
るが、個人まで含むと見えるように出
したのはどういうわけですか。

○關政府委員 お答えいたします。さ
きに吉河局長からお答えいたしましたよ
うな経過で、破壊活動防止法といはした
のでありますが、個人を含まないの
個人が含まれるように見えるような名
前を規定したのはどういふわけであ
るかというお尋ねだと思ひますが、この
法案は暴力主義的破壊活動を行つた団
体を規制すること、暴力主義的破壊
活動に関する刑罰法令の一部の補正に
なるわけでありませう。この団体の規制
と刑罰と刑罰法令の一部の補正、すな
わち三十七條から四十條までの規定で
ありますが、これを通じて両方の意味
があるものであります。団体の規制と
刑罰法令の補正、しかもそのいづれに
も通ずるものが暴力主義的破壊活動
なるわけでありませう。さような意味合
いから、暴力主義的と入れませうと、あ
まり長く来まして、破壊活動防止法とい
つたのであります。

○古島委員 もしさういふことである
ならば、なぜ罰則以下に個人のことを
書いたのか、罰則以下に書かずに、そ
の初めの方に書いてよかつたと思ふの
であります。刑罰法規を擴張いたす
のであるから、こういうふうに書いた
というが、刑罰法規の擴張は、むしろ
罰則以下で、ほかの方にこれにつけ加
えてやつてある。本法のこれに入れる
というならばわかるのですが、罰則以
下に入れるということはどういふわけ
ですか。

○關政府委員 お答えいたします。三
十七條から四十條までの破壊活動に対
する刑罰法令の補正の部分をごこに
入れましたのは、おおむね一般の立法
の各條章の並べ方の例になつたのであ
ります。すべて一般の法律におきまし
て、実体規定、手続規定などを並べま
して、そのあとに罰則を設けることが
例となつております。そこで本法にお
きまして、処罰規定は最後に置きま
して、第六章として、その中に二種類
の罰則規定を置いたのであります。

○古島委員 きよはは政府委員の方
で、法務総裁がおられませうから、
私の質問は後日に譲りますが、調査官
が調査をするのは、これは捜査の範囲
だと思ふのですが、捜査の範囲である
といふことになれば、証拠調べをいた
します、もしくは証拠に価値がないと
いうので取上げない、それから証人調
べ等もできるはずであります。さうい
うことであると、むしろ調査官が実際
に審査をいたして、その審査をしたも
のを審査委員会に形式的にかけて、公
安審査委員会が決定するやうなことに
見えますが、調査官の調査は捜査の範
囲を出ないのだと思ふ、この点はど
うでございますか。

○關政府委員 この章に規定してあり
ます調査官の調査は、刑事訴訟法にな
らぬと、捜査の範囲だらうと思ふ
のであります。しかしながら審理の手
続は、公安審査委員会において決定を
なすその一切の材料を整備し、そして
相手方の意見、弁解を十分に聞き、一
切の有利な証拠を全部整理いたしまし
て、調書を作成して、それを委員会に
送付するのであります。その点は、單
なる刑事訴訟法における捜査とはや
違ふ点があると思ふのであります。

○古島委員 調査官が捜査の範囲で審
査をするというのでありますが、これ
は調書までつくらねばならぬというこ
とになつておる。この調書をつくつ
て、その調書を添付して、公安審査委
員長ですか、これに請求をする、こ
うなものと、まるで処分の請求をする
者として、その下僚、つまり長官の下にお
る連中であり、しかも長官の指名によ
つてやる連中、それが調べて、その調
書がただちに今度は公安審査委員会の
審査の材料になる、こういうことであ
つては、まるで公安審査委員会が調査
をするのではなくて、調査官が調査を
する、その結果をまつて、判断だけを
公安審査委員会がやるように見えます
が、その点はどうかと思ひますか。

○關政府委員 お答えいたします。お
尋ねの趣旨は、公安審査委員会は公安
調査庁から送られた書面に基いてだけ
で審査決定をする、自分は直接取調べ
はしない、こういう点はどういふもの
であるかという御趣旨と拜承いたすの
であります。その点につきましては、
お尋ねの通り公安審査委員会におきま
しては、公安調査庁から送付された証
憑書類、調書及び当該団体から提出さ
れた意見書、これらに基きまして、そ
の審理の審理によりまして審査決定を
するのであります。直接の取調べはい
たさないのであります。このよ

構成を立てましたのは、結局公安審査
委員会に十分に当該団体の意見、弁解
が反映するようになすことが最も重要
な点と考へて、公安調査庁の審理官が
請求をする前に、第十條以下の規定に
よりまして、十分に当該団体の意見、
弁解を聞く措置をとつておるのであり
ます。すなわち当該団体に対しては
規制の請求をしようと思ひますな
らば、あらためてその団体に対して
審理の期日を通知しまして、団体の代
表者五人に出席を願つて、いろいろの
弁解、証拠、各般のもの一切の提出
を願ひ、同時にこちらのもの証拠も
全部交付して、これを先方に渡して、
検討の上、意見、弁解を述べたいだ
く、かような一切の手続をいたしまし
て、十分に当該団体の意見と弁解とが
盡されて、これを公安審査委員会に送
り込みまして、審査委員会においては
それに基づいて決定するのでありま
す。かような事前の審理の手続が十分
に盡されておりますから、それ以上
の小規模な公安審査委員会において直
接の調査、審理をいたすといふことは
當を得ないものである。同時に事件の
迅速なる処理という面から見まして
も、このよ

○古島委員 そこでまず、疑いが起
つて来るのであります。公安調査庁長
官が処分の請求をしようといふ考へを
持つたときに、自分の下僚であるこの
審理官に調査させて、さうして調査官
が一切の書類を整えるというのであり
ますが、いづれにいたしましても、処
分請求前でありませう。処分請求前であ
るからいわば刑事訴訟でいうと起訴の

前である。起訴の前に証人調べまでして調査をこしらえて、そうしてその調査なり、証拠調べなり、その結果が公安審査委員会にかかる。公安審査委員会はその調査及び証拠に基づいて決定をするのであるから、判断を審理するのには調査官だということになって来る。そういたしますと、捜査の範囲において一切の証拠調べをする、しかも立会人、弁護人を置く、こういう審理官がむしろ捜査をして、捜査の結果を告げるというだけになって、判断だけは公安審査委員会でやってくれ、私の方で調べたのはこれだというだけで、それでは正確なことではないと思いますが、これで正確なことができませんか。

○關政府委員 お答えいたします。この法案の規定の第十條以下に規定するような公安調査庁の審理官が相手方団体に対する調べをいたしました。意見、弁解、各種の証拠一切の書類の提出を願ひ、そしてそれを委員会に処分の請求書と同時にこれに添付して送り込むわけでありませう。そこで委員会にいたしましたは、その出た書類をもとにいたしました。それを十分に調べまして、そうしてはたして調査庁の請求が理由ありやいなやを審査して、理由ありとすれば理由ありの処分の決定をする、こういう段階になるわけでございます。そこで私どももいたしましたは、すでに公安調査庁の審理官において十分なる証拠を集めたのでありますし、それらの取調べました証拠、当該団体の弁解、意見書、それらがそろいますれば、これらを委員会におきまして

て審査いたしますならば、十分に事実の真相の認定には足るものであると考えます。

○古島委員 そこであなたの方の立法者の考え方がまづ今の時代に逆行しておるのであります。御承知の通り刑事訴訟法では判断をする者には予断を抱かせないという規定があり、しかも予断を抱くような書面を添えても悪いということになっておる。これはその判断をして誤らせないというつもりなんです。ところが捜査をする範囲の人たちが、いわば起訴前であるから起訴の材料をつくる、その起訴の材料をつくつて起訴をいたす。その材料だけで判断をするということになれば、あなたも形は違ふのであるが、検事が警察で調べたもの、検事が調べたものをもつて判断にこれだけの範囲で判断をしろということと同様であります。そうすれば意見、弁解等があると言つても、意見、弁解の調書をつくるのはだれかという、審理官がつくる。審理官がつくつたその調書というものは今これに向つて処分をしてやろうという考えを持つた公安調査庁の長官が命じ得る。いわゆる指名して下僚にこれを命ずる。そうすればその請求をしよという者と調査をする者とは同一人である。判断をする者だけは別におつて、その審査をしよという人の心持が必ずこの調書には映ることと思つて、そうすれば公平な判断というものがきかないと思つて。しかも刑事訴訟法で特に予断を抱くような書類を添えてはいけぬ、この禁止をしたのは、まづたたく人民が自分の自由の発言が、まづき、また自由の弁明もできる、こういうふうな意味からやつたのであります。

す。捜査官がただちにこれをこしらえてその調書に基づいて、その証拠に基づいてやれよというよりは、誤つた觀念だと思つて。そこで審理官は審理官で捜査の範囲においてやる。そしてその範囲においてでなく、今後はそれを材料とし、あるいはまたこの被嫌疑団体の方でも弁明をして、再び今度は公安審査委員会がこれを審査する。こういうことにしなくば公平な判断はできない。公安審査委員会に再び審査させるというふうなことにこれはできぬのかどうか。

○關政府委員 お答えいたします。この審査決定の進め方にあたりまして、お尋ねのような構成をとることでもちろん考えられる一つの案と思つては、この審査決定のことが、そうしてまた行政機構簡素化という線もございまして、公安審査委員会の構成はできるだけ簡素にしなければならぬ。い、かようなことが第一の要請と相なつて参つたのであります。そこでもし公安審査委員会におきまして完全なる直接のヒアリングをいたしますとすれば、第十條以下の事前の審理は、これはほとんどその要を見ないのであります。そこで公安審査委員会の簡素化、行政機構簡素化の線に沿ひましての要請にたえまして、それはできるだけ簡素にして、新しき職員を増員はしない。かような観点からしまして、その要請を満たす意味におきまして、第十條以下の公安調査庁の審査官が十分なる審理のできるように規定いたしましたのであります。なお調査書につきましては第十六條の二項の規定によりまして、決して審理官が独断の意思ではつ

くれないようになつておるのであります。それは「調書については、第十三條の規定により出頭した者に意見を述べる機会を與え、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならぬ」ということになつておるわけでありませう。調書は必ず長官が聞いた通りに記載いたしました。なおこれに相手方の意見、弁解の機会を與え、意見があるときは付記しなければならぬということにございませうから、十分に調書の公正は確保されておると思つておられます。かような規定によりまして、公安調査庁の審理官の審理によりまして、十分なる意見、弁解、証拠の提出が可能でありませう。かような手続は最も適法な手続であります。かような手続によつて集められた証拠書類による判断によつて審査委員会は事案を決定する。かような点で憲法の規定する人権の擁護、尊重という精神に合致するものであると考えております。

○古島委員 あなたの方は高級官吏でありますから、あまり事情は知らないかも知れませんが、意見、弁解等を聞いて調書をつくるから、その調書が正確なものであるというふうな前提でお話があるようにあります。ところが警察で開取書を書きます。これは必ず後に読み聞かたりということを書く。読み聞かたりが、それを承諾したからというので調書を書きます。ところが私ども折衝警察に参り、そして普通選運動当時においては六十何回警察にひつばられておつたのですが、この当時から今は大分進んでおりますが、今でさえもさばを読むとか勸進帳を読むという調書はなほ多い。その被疑

者なり何なりが言うことをそのまま書きません。言わぬことを書いて、読み聞かるときには形式的に読み聞かて、書いてないことを読む。もしくは書いてあつても調べる方に不利な方は読まない。いわゆる調べる人に不利な部分は読まない。そうして読み聞かたというところで調書を書かせる。こういうふうな、審理官が調書をつくるにいうふうな、とにかかくこれを処分しようという考えを持つておる調査局長が指名した人である。いわゆる処分しようという人が指名をした審理官であり、その審理官はいわゆる上長官に言われるのです。これで正當なる審理ができると思つておられます。正當なる調書ができると思つておられます。私は調査が折衝を曲されるような心配があるように思つておられます。こうなると、審理官は調査をするのではないのであります。ただ請求する前提として請求の材料を集めるだけだから、この人たちはかえつて捜査の範囲で、そうしてこういう審理、証拠調べ等ははしないことにして、証拠調べ等はむしろ公安審査委員会をして調べさせるといふことにせねば公平を失ふと思つておられる。この質問をするのですが、それはどうでございませうか。

○關政府委員 お答えいたします。ただいま申し上げました調書は、すべて第十四條に規定いたしました傍聴人の面前において行ふことと相なるのであります。当該団体の五人以内の立会人、そして第三項の新聞、通信または放送事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴させる。かような公開の取調べの場所におきまして調書をとります。そうしてその調書を当該団体の代

表者に示しまして意見があれば意見は述べらる。そうしてこのことの有無及びその意見の要旨をこれに付記する。かようなシステムに相なつて記するわけでありませぬ。従つて私はこの傍聴者の面前におきまして、公安調査庁の審理官が調書を見せ、そうして意見があればそれをとる。これは十分にその公正が保障されるものでありまして、公正とさらないことをここに書くとかといふことは、おそらくかような傍聴公開といふよりな面前におきまされば、考へることはできないことであると思つております。

○古島委員 これはまだ留保いたしておきましよう。そこで傍聴人の面前というが、傍聴人をあなた方はどう思つておるのですか。傍聴人を制限いたしまして、立会人、新聞、通信または放送事業の取材業務に従事するものだけを傍聴させる、こういうわずかの範囲に傍聴人を限つておいて、しかもこれが傍聴人の面前だと言へるのですか。立会人は傍聴を許されぬでも、これは立会人である。当然これは傍聴ができるわけです。そばにおる。しかも立会人も、ことさらに傍聴人の中に入れる、いわゆる傍聴を立会人に許すといふような規定をいたしておきませぬが、どういふわけでありませぬか。これはいろいろに聞かせるのだ、いろいろに人に傍聴させるのだといふこと、ごまかしの規定です。どうして立会人を傍聴人の中に入れたのですか。

○關政府委員 お答えいたします。第十四條の規定におきまして、審理の場合においての傍聴をこの程度に限りましたるは、この破壊活動の審理の事務の内容に照しまして、公正迅速に事を

処理いたしますものには、この程度に傍聴を制限いたしまして、しかもこれで十分にその公正が担保されると考へたのでございませぬ。

○古島委員 私の聞くのは、そこではなく、立会人といふものは審理に立ち会ふ。審理に立ち会ふものを傍聴人と特にここに入れた、立会人に傍聴を許すやつたのは、どういふ意味かといふのです。立会人であるから、出て行つて言われても、審理の立会人だから、出て行くわけに行かない。その審理の立会人を傍聴人の中に入れたのは、傍聴人が新聞記者である、あるいは通信員である、もしくは放送業務に従事しておる人であるとかいふことに制限してしまつと、いかにも狭いように見えるから、それをごまかして、立会人といふものまでここに加えたのではないか、そこに別に意味があるか。

○關政府委員 お答えいたします。この十四條におきまして、当該団体は五人以内の立会人を選任することができ、かように、立会人といふふうにして規定したのは特段の意味はないのであります。要するに、当該団体の側におきまして、選任した五人の者が、団体の側におきまして、この事件の審理の傍聴ができる、こういう意味におきまして規定したものでありまして、立会人といふ意味に深い意味はないのであります。

○古島委員 あなた方の法文の書き方は、たいがいそういうふうになつておるやうです。十二條でございませぬか、前條第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる。こういふこと、これは「弁護士その他の者」といふことになれば、何人でも代理人にできるわけです。言葉をかえて言へば、「事件につき代理人を選任することができる」と書けるわけです。ところが「弁護士」といふよりなものを書き、「その他の者」といふふうになつて文章を飾つたことは、弁護士がつけられるのだといふことをことさらに知らわらうがために、こういうふうなやういふ文字を使つたので、前條第一項の通知を受けた団体は、代理人を選任することができ、と書けば、文字も少なくなつて同じ意味である。ところがことさらにこういふふうな「弁護士その他の者」とやつたのは何か別に意味があら

○關政府委員 お答えいたします。「弁護士その他の者」とここに表現いたしたものは、別に深い考えをもつていたしたものではないかと思つて、あるいは弁護士ができるかどうかといふやうな問題が出て来るかと思つて、弁護士のごとき法律家が必ず代理人になることを明らかにいたしまして、その他一切の方々がこの代理人にすることができるといふことを明らかにする意味におきまして、第十二條にかような表現を用いたのであります。

○古島委員 くだり言ひ返すことはあつたやうですが、代理人を選任することを得といふことになれば、まず大体において成年以上の男女子、これはすべて代理人になれる、制限がないのであります。ところがことさらに「弁護士その他の者」など入れたら、「弁護士」といふものを入れればいかにも公平らしいといふので、こういふ文字を使つたので、実際は「代理人を選任することができる」とやつてよろしいやつとを、

ことさらにこう書いたのだから、これは当然まず修正のときには削られる文句だと思つて、あなたの方で入れるときに何か別に考へがあるならば、これを考慮する余地があると思つたから承つたのです。何も意味はありませぬか。

○關政府委員 お答えいたします。ここに「弁護士その他の者」と表現いたしましたのは、前項申し上げたやうな意味におきまして書いたものでございませぬ。そのほかの意味はございませぬ。

○古島委員 そこで私は言葉をかえて申すのですが、そういう意味合いで書いたというならば、まづたく無用な文字であり、それから十四條のこの立会人もまづたく無用な文字だと思つて、根本において捜査範囲の人たちに捜査だけをさせる。この処分決定をする人には処分の決定をすべくみずから親しく取調べをする必要がある、これを入れかえるためには相当の時間がかかると思つてありますが、一切合法的な審理をさせるために、公安審査委員会をして一切の審理をさせる。証拠調べ等は一切公安審査委員会で行ふといふやうなことに組みかえる必要があると思つたのですが、組みかえるにして出すために、この法案全体を一本撤回するお考へがあら

○關政府委員 お答えいたします。おたそらと思つて、御趣旨のあるところをよくお伝えたいと思つて、いづれ大臣の方からこの点につきまして御回答があることと思つて、

○古島委員 それでは私は六日以後に……

○田嶋(好)委員 関連して……今古島委員の説明の中で重大なことで関連事項がありますから、お聞きいたしておきたいと思つて、実はこの点がはつきりしないので、さういふやうな問答になつたのじやないかと考へられます。この二十六條に基きまして、公安調査官は「必要な調査をすることができ、この「調査」といふのはどの程度のもので、これが明確にならぬと古島委員の意見がわかつて来ないと思つておられます。古島さんのさつきのお言葉を聞いておられますと、この調査の中に、調査官が第三者からの調査をとる、その調査が証拠となつて出やしないか。さうするとそこに危険性があるのです。さういふやうな内容も含まれておつたのじやないかと私は推測いたしたい。だから特にお聞きしておるのであります。この「調査」の中には調査官が第三者から情報を聞く、聞いた情報を書類にしておき、その書類を証拠として出すやうなことで、やれるのかどうか、ここをひとつお聞きしたいのであります。

○關政府委員 第二十六條のこの「必要な調査」といふ中には、それが任意である限りにおきまして、お尋ねのやうに第三者から聞き出したことを調査にとる場合もあることと存するのであります。さうしまして、調査にとりましたものはすべてそれをもし証拠にいたさうと思つたならば、第十條以下

の審理の手續に従いまして、相手方団体にも示し、第十七條によりましても請求がありますならば、その調書の写しを団体に交付して、十分相手方の意見、弁解を聞いた、そういうふうにしてやつた証拠を委員会に処分請求書とともに送付する、かような手續に相なるのであります。

○佐瀬委員長 本日の審議はこの程度にとどめます。

○佐瀬委員長 この際理事補欠選任についてお諮りしたいと思ひます。

本日、理事の鈴木義男君が本委員を辞任せられましたため、理事が一名欠員となりました。つきましてはこの際その補欠選任を行いたいと思ひますが、これは先例によりまして委員長において指名するに御異議りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なしと認めます。

よつて石川金次郎君を理事に指名いたします。

次会は明後二十八日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十七分散会

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷片